

(83) 『太平記』卷第九 「足利殿着^{アシカガチヨク}御篠村^{ヨシノハチ}則^{スナハチ}國人馳參事^{フニドハセマキル}」二八八~一八九頁。

(84) 持明院統の「院内^{キンノイ}」が六波羅北方探題館へ移徙した事実は、『太平記』卷第八「持明院殿行^{アミヤウキンノギヤウ}幸六波羅^{カワノンギヤウ}事^{カタ}」二四八頁に見えており、文脈に沿うて考えれば、それは元弘三年三月十二日のことであつたと判断できる。

(85) 『太平記』卷第九 「足利殿着^{アシカガチヨク}御篠村^{ヨシノハチ}則^{スナハチ}國人馳參事^{フニドハセマキル}」二九〇~一九一頁。

(86) 『太平記』卷第九 「足利殿着^{アシカガチヨク}御篠村^{ヨシノハチ}則^{スナハチ}國人馳參事^{フニドハセマキル}」二九一頁。

(87) 『太平記』卷第九 「六波羅攻事^{ゼメノ}」二九四~三〇〇頁。その「前後」とは、『太平記』卷第九「高氏^{ラルル}被^{コム}籠^{クワシヨフ}願書於篠村^{ヨシノハチ}八幡宮^{ハチバンノミコト}事^{カタ}」二九一~二九二頁、『太平記』卷第九「主上^{シムシヤウ}・々^{シマツカウ}皇御沈落事^{ゴチシヤウ}」三〇〇~三〇三頁辺りまでを指す。

(88) 小稿では、日本古典文學大系87・岩佐正・時枝誠記・木藤才藏^{シマツ}校注『神皇正統記 増鏡』(岩波書店) 四八一頁に拵るが、本文に附してある注記号などの記号を適宜省略した。

(89) 前注掲出日本古典文學大系本の補注四一四(同書五三二頁)の理解に従う。また、井上宗雄^{シマツ}全訳注『増鏡下』(講談社) 三五九頁の「七条・・・」の語注も同様に理解する。

(90) 『太平記』卷第九「高氏^{ラルル}被^{コム}籠^{クワシヨフ}願書於篠村^{ヨシノハチ}八幡宮^{ハチバンノミコト}事^{カタ}」二九三頁。

(91) 『太平記』卷第九「六波羅攻事^{ゼメノ}」二九六~二九七頁。

(92) 注(10)前掲塚本論文中の篭屋所在地等一覽表を参照。なお、この一覽表によれば、

大宮面沿いには、他にも多数の篭屋が存在していたことが分かる。四条大宮篭屋は、注(36)の所で引用した『正慶亂離志』本文中に出ている。

(93) 前注に触れた一覽表を参照。五条京極篭屋は、注(13)の所で引用した『太平記』本文中に出ている。

(94) 注(10)前掲拙稿。確実な資料とは、徳治二年(一二〇七年)十一月三日付の「伏見上皇書狀」のことと、竹内理三編『鎌倉遺文古文書編第二十卷』(東京堂出版)一九四~一九五頁に、第二三〇八〇号文書として収録されている。

のである。従つて、千種軍の進攻を防禦する「一條・二條ノ口」が、当時の京都市の西の出入口に当たる大宮面に存在したことはほぼ疑う余地がない。京都の東側の出入口に当たる京極面に存在したものではなかつた。

(65)『大日本古文書家わけ第三〔伊達家文書之二〕』所収第二号文書「元弘三年五月十三日・伊達道西_貞綱軍忠狀」。なお、前後の文書も関連性があるが、小稿では言及しなかつた。

(66)前注に掲げた文書「伊達道西_貞綱軍忠狀」を引用したが、字体等を多少変更した。

(67)『日本国語大辞典第十卷』(小学館)四四三頁「役所」の項③の意味。

(68)群書類從本『光明寺殘篇』四八一頁に出ている元弘元年八月廿五日の条。

(69)「因幡左近大夫將監」は、同じ『光明寺殘篇』の中で、後醍醐皇子「妙法院宮」

尊澄法親王の預人となつた「長井因幡左近大夫將監」として後日再び現れる人物で、注(7)に触れたように、『太平記』では、妙法院宮の護送役を勤めた「長井^{左近}大夫將監高廣」その人である。残る2人は、注(72)に示した本文中の引用資料の中に、「筑後前司貞知」、「波多野上野前司宣道」と実名入りで並んで登場する在京人である。他の資料の中にも散見する。

(70)群書類從本『光明寺殘篇』四八一頁に出ている元弘元年八月廿七日の条の後段。

(71)『太平記』卷第二「持明院殿御^{幸六}波羅^事」九〇九二頁。

(72)『太平記』卷第二「師賢登山事付唐嶺濱合戰事」八六八七頁。なお、注(31)及び注(69)。

(73)何故ならば、この時間的制約の点に関しても、在京人の一人「筑後前司貞知」の場合についても、「長井丹後守宗衡」(「丹後前司」)に該当すると推測されると全く同一の条件下にあつたと言えるからである。「筑後前司貞知」に於いては可能であることが、「長井丹後守宗衡」(「丹後前司」と同一人か)に於いては不可能とされるべき積極的な理由は特に見出されない。なお、注(7)及び注(28)の所の本文を参照。

(74)千秋氏が一条大宮築屋の築屋守護人を勤めていた事実は、注(4)前掲五味文彦論文中で指摘されているように、『尊卑分脈』の千秋系図により確認される。當時誰の代だったのかは今詳かにしないが、五味文彦論文に於ける千秋氏に関することは恐らくあり得ないと思われる。同論文九頁を参照。

(75)但し、『太平記』卷第八「主上^{自令}修^{金輪法}給^{事付}千種殿京合戰事」二七〇頁の記述からは、この日、増援以後に於ける一条の合戦は、大路上の騎馬兵の懸け引きとして展開されたことが伺われる。だとすると、千秋氏の守備する一條大宮築屋も、緒戦で早々と敵に焼き討ちをかけられて、「丹後前司之役所」と同様の運命を辿つていたのだろうか。

(76)『太平記』卷第八「主上^{自令}修^{金輪法}給^{事付}千種殿京合戰事」二七〇二七一頁の記述では、その日も日が暮れたので、両軍が引き分かれたことになっている。しかし、攻撃軍の大将千種忠顯が先ず「内野マデ被^引」た後、本陣の「峯ノ堂」に帰陣したので、この日の合戦では、京都進攻軍は京都から撤退した形になる。なお、注(56)の『保曆間記』からの引用文を参照。

(77)『太平記』卷第八「主上^{自令}修^{金輪法}給^{事付}千種殿京合戰事」二七二頁。なお、千種忠顯が八幡へ落ち延びたことを聞き知った六波羅勢は、翌四月九日、「谷ノ堂・峯ノ堂^{已下}」の西山の敵陣に焼き討ちをかけた。『太平記』卷第八「谷堂炎^上事」二七三頁参照。

(78)『太平記』卷第九「足利殿御^上洛事」二七八頁。

(79)『太平記』卷第九「足利殿御^上洛事」二七八二七九頁。

(80)『太平記』卷第九「山崎^攻事付久我^畷合戰事」二八二頁。

(81)『太平記』卷第九「山崎^攻事付久我^畷合戰事」二八三二八五頁。

(82)『太平記』卷第九「足利殿^打越^{大江}山^事」二八五二八七頁。『太平記』卷第九「足利殿^着御篠村^{ニスハナ}ニクウドセマキル則國人馳^參事」二八七二八八頁。

- (38) 『太平記』卷第八「摩耶合戦事付酒部瀬河合戦事」二四〇頁。
- (39) 『太平記』卷第八「摩耶合戦事付酒部瀬河合戦事」二四一頁。
- (40) 『太平記』卷第八「摩耶合戦事付酒部瀬河合戦事」二四一頁。
- (41) 赤松円心の軍勢の数は、『太平記』卷第八「摩耶合戦事付酒部瀬河合戦事」二四一頁に「三千余騎」と明記。
- (42) 『太平記』卷第八「摩耶合戦事付酒部瀬河合戦事」二四三頁。
- (43) 『太平記』卷第八「三月十二日合戦事」二四四～二四五頁。
- (44) 『太平記』卷第八「三月十二日合戦事」二四五頁。
- (45) 『太平記』卷第八「三月十二日合戦事」二四七頁。
- (46) 赤松円心の軍勢の数は、『太平記』卷第八「三月十二日合戦事」の記述中、數箇所に「三千余騎」と明記。
- (47) 『太平記』卷第八「三月十二日合戦事」二四四～二四七頁。『太平記』卷第八「持明院殿幸六波羅事」二四八～二五三頁。
- (48) 『太平記』卷第八「禁裡仙洞御修法事付山崎合戦事」二五四頁。
- (49) 『太平記』卷第八「禁裡仙洞御修法事付山崎合戦事」二五四頁。
- (50) 『太平記』卷第八「禁裡仙洞御修法事付山崎合戦事」二五六頁。
- (51) 『太平記』卷第八「禁裡仙洞御修法事付山崎合戦事」二五六頁。
- (52) この時の山門の大軍勢による六波羅攻撃の顛末に関しては、『太平記』卷第八「山徒寄京都事」二五六～二六〇頁参照。
- (53) 『太平記』卷第八「四月三日合戦事付妻鹿孫三郎勇力事」二六一～二六二頁。
- (54) 『太平記』卷第八「四月三日合戦事付妻鹿孫三郎勇力事」二六二頁。
- (55) 赤松軍が八幡・山崎へ退却した点は、『太平記』卷第八「四月三日合戦事付妻鹿孫三郎勇力事」二六二～二六七頁により確認される。
- (56) この点に関して、『保曆間記』によれば、「先帝ヒソカニ隠岐国ヲ出給テ、伯耆國源ノ長年ト申者ヲ憑テ入セ玉フ。其ヨリ禅林寺宰相中将源忠顯卿（後号千種中將、幡摩
- た。同書本文・校異一〇二頁。
- (57) 『太平記』卷第八「主上自令修金輪法給事付千種殿京合戦事」二六七頁。
- (58) 『太平記』卷第八「主上自令修金輪法給事付千種殿京合戦事」二六八～二六九頁。
- (59) 『太平記』卷第八「主上自令修金輪法給事付千種殿京合戦事」二六九頁。
- (60) 『太平記』卷第八「主上自令修金輪法給事付千種殿京合戦事」二六九頁。
- (61) 『太平記』卷第八「主上自令修金輪法給事付千種殿京合戦事」二六九頁。
- (62) 「四條油小路」、「七条東洞院」、「五條西洞院」などの各十字路での戦闘の光景は、『太平記』卷第八「主上自令修金輪法給事付千種殿京合戦事」二七〇頁に描かれているが、洛中深く侵入した千種軍を各十字路の地点で阻止し得たのは、或いは、右の各十字路に面して築屋が存在し、それが要害即ち一種のバリケードとして機能したからではないかと考えられることもないが、今の所他に判断材料を持ち合わせないので、姑く措き、後考を俟つことにしたい。右の他に「四月三日合戦」時に於ける「四条猪熊」などの十字路も、築屋所在地だった可能性を払拭できない。『太平記』卷第八「四月三日合戦事付妻鹿孫三郎勇力事」二六五頁参照。
- (63) 『太平記』卷第八「主上自令修金輪法給事付千種殿京合戦事」二六九～二七〇頁。
- (64) 『太平記』卷第八「主上自令修金輪法給事付千種殿京合戦事」二六八頁によれば、京都進攻軍の大將千種忠顯は、後醍醐皇子「上將軍」宮と共に、「西山ノ峯堂」に本陣を取っていたのであり、麾下の「軍勢二十萬騎」は谷堂その他の京都西方の近郊地域に集結していた。千種軍は、西方から京都に襲来した

- 頁) ので、参照に便利である。また、拙稿「京都築屋の設置場所に関する試論」(『早稲田大学大学院法研論集』第七七号) に於いても、確実な証拠資料に基いて、九条高倉及び一条京極の2箇所にも築屋が存在していた事実を指摘した。
- (11) 旧稿とは、注(6)前掲拙稿及び注(10)前掲拙稿の2編のことである。
- (12) 『太平記』卷第一「南都北嶺行幸事」五八頁。
- (13) 『太平記』卷第四「笠置囚人死罪流刑事付藤房卿事」一二六〇一二八頁。
- (14) 『太平記』卷第一「頼員回忠事」四九〇五〇頁。
- (15) 群書類從本に拠る。群書類從卷第四百五十四所收『光明寺殘篇』四八一〇四八二頁に出ている元弘元年八月廿七日の条。
- (16) 國史大系本に拠る。新訂増補國史大系第五十八卷『尊卑分脉第一篇』(吉川弘文館)の「攝家相續孫一條」九五頁。
- (17) 岡見正雄||校注『太平記(一)』(角川書店)の補注に見える古人の説。同書三八三頁。
- (18) 國史大系本『尊卑分脉第一篇』九五頁。但し、一部変更・省略した。
- (19) 赤松次郎入道円心の倒幕挙兵に関しては、『太平記』卷第六「赤松入道圓心賜」大塔宮令旨一事」一九五〇一九六頁参照。
- (20) 『太平記』卷第八「四月三日合戦事付妻鹿孫三郎勇力事」二六二頁。
- (21) 赤松円心が播磨国苔繩城から打って出て、兵庫の北の摩耶山城に進出した次第に関しては、『太平記』卷第七「赤松蜂起事」二三七〇二三八頁参照。
- (22) 國史大系本『尊卑分脉第一篇』九五頁。
- (23) 増補史料大成『花園天皇宸記』(臨川書店)八六〇八七頁に出ている元亨四年六月廿日の条。なお、字体等を多少変更した。
- (24) 注(14)参考。『太平記』卷第一「頼員回忠事」四九〇五三頁。
- (25) 『太平記』卷第一「頼員回忠事」四九頁。
- (26) 『太平記』卷第一「師賢登山事付唐崎濱合戦事」八六頁。
- (27) 注(15)前掲群書類從本『光明寺殘篇』四八二頁に出ている元弘元年八月廿八日の条。
- (28) 『太平記』卷第二「師賢登山事付唐崎濱合戦事」九〇頁。
- (29) 楠木正成の赤坂城脱出の次第に関しては、『太平記』卷第三「赤坂城軍事」一一八〇一一〇頁参照。
- (30) 『太平記』卷第六「楠出張天王寺事付隅田高橋井宇都宮事」一八六頁。
- (31) 『太平記』卷第二「師賢登山事付唐崎濱合戦事」八六〇八七頁。注(7)の所で引用した。
- (32) 「千劍破城ノ寄手」の数に関しては、『太平記』卷第七「千劍破城軍事」二二六頁参照。しかし、もとよりこの数字は信用できない。
- (33) 小稿では、史籍集覽本に拠る。新訂増補史籍集覽續編第一冊(臨川書店)所収『正慶亂離志』を使用した。但し、字体等を多少変更した。
- (34) 史籍集覽本『正慶亂離志』一一〇五頁に出ている「同正月十九日時寄來天王寺致合戦交名人等」の条を参照。「同」とあるのは、三箇条前に明記されている通り、正慶二年即ち元弘三年の意味である。
- (35) 楠木軍と六波羅軍との天王寺合戦の一伍一什は、『太平記』卷第六「楠出張天王寺事付隅田高橋井宇都宮事」一八六〇一八八頁に出ているが、それによれば、両軍が天王寺で激突した日は、元弘二年五月二十一日であった。
- (36) 史籍集覽本『正慶亂離志』一一〇四頁。
- (37) その他の例として、『公衡公記』正和三年(一一一四年)十月七日の条に出ている同年十月四日付の「於新日吉社喧嘩」(正和三年)張本交名の中に於いて、西塔東谷の「上林房、相模注記」と呼ばれた「豪譽」の預人として名の挙がっている「近江權守塙小路室町」などの例も見られる。なお、「公衡公記」は、今、史料纂集本『史料纂集・橋本義彦・今江広道||校訂『公衡公記第一』(続群書類從完成会)』に拠った。同書一四〇頁。

鎌倉時代の京都の西面の境界線を成していた事実が再確認されたことに

なろう。

更に、未だ検出されていない五条大宮、六条大宮、八条大宮、

(2) 久米邦武が『史學會雑誌』に発表した論文の表題「太平記は史學に益なし」か
ら出た。

九条大宮の各地点の築屋の存在の問題についても、些少なりともある程

度の見通しが付いて来たと言えるのではないかと思う。例えば、五条大

宮である。先行研究によつて、当時の京都の東端に当たる京極面には、

二条京極、三条京極、四条京極、五条京極の各築屋が存在していたこと

が指摘されている。⁽³⁾ また、筆者も、別稿に於いて、確実な資料に基いて、

一条京極築屋の存在を指摘した。⁽⁴⁾ 京都の東端に当たる京極面には、一条

から五条に至るまでの主要な大路との交差点に、必ず築屋が存在してい

た。但し、土御門等の大路は除外する。さすれば、鎌倉時代当時、京都

の西端に当たつていた大宮面に関する限り、ほぼ同程度の確実性を以つて、

一条から五条に至るまでの各大路との交差点上に、築屋の存在を予測し

得ることになろう。今回、二条大宮築屋の存在も検証された。すると、

残るは五条大宮の地点だけと言うことになる。こうして考えて見ると、

京都築屋の所在地の問題だけに限つても、今後研究されるべき課題は実

に多いといふことが改めて痛感されるのである。

最後になつたが、小稿の作成に当たつては、岡見正雄¹¹校注『太平記

(一・二)（角川書店）に啓発される所が頗る大きかつた。末尾に附記して、
満腔の謝意を表する次第である。

〈注〉

- (1) 小稿で『太平記』と言う場合、基本的には、全て日本古典文學大系本（日本古
典文學大系34・後藤丹治・釜田喜二郎¹²校注『太平記』（岩波書店））に拠つて
いる。なお、以下に本文を引用する際には、本文に附してある注記号などの記号
を適宜省略した。また、注での表記は、『太平記』とだけ略記した。

(3) 佐藤進一・池内義資¹³編『中世法制史料集第一卷室町幕府法』（岩波書店）所

収「附錄」『沙汰未練書』三六九頁。なお、同書では、引用文中の「冊」なる
字は衍字と考えられている。小稿では、その理解に従いたい。

(4) 前注掲出『中世法制史料集』所収『沙汰未練書』三六九頁。なお、在京人に関
しては、五味克夫「在京人と築屋上・下」（『金沢文庫研究』第九卷第八号・第九

号）、五味文彦「在京人とその位置」（『史學雜誌』第八三編第八号）が詳細な研

究成果として挙げられるが、最近の研究成果として、森幸夫「六条八幡宮造営注

文の「在京」について」（『古文書研究』第四八号）などがある。

(5) 日本古典文學大系36・後藤丹治・岡見正雄¹⁴校注『太平記三』（岩波書店）の

中では、卷第三十「高倉殿京都退去事付殷紂王事」一五一頁などを参照。「觀

応の擾乱」期に至つても、京都築屋は依然存在し、活動していた。

(6) 筆者は、別稿「京都築屋の設置場所に関する補論」（『早稲田大学大学院法研論

集』第七九号）に於いて、建武政権期及び南北朝時代前期に於ける京都築屋を取

り上げ、若干の検討を試みたことがある。

(7) 一例として、『太平記』卷第四「一宮井妙法院¹⁵親王御事」一三二～一三

三頁に出てゐる、後醍醐天皇の皇子達（「一宮中務卿親王」尊良親王と「妙法
院¹⁶二品親王」尊澄法親王）の護送に当たつた「佐々木大夫判官時信」及び「長

井左近大夫將監高廣¹⁷」の2人の例を挙げられる。

(8) 京都築屋の設置に関しては、拙稿「京都築屋の一時中断・再開を巡る一考察」
（裁判と法の歴史的展開 敬文堂所収）で言及した。

(9) 注(4)前掲五味克夫論文参照。

(10) 京都築屋の設置されていた所在地に関しては、塚本とも子「鎌倉時代築屋制度
の研究」（『ヒストリア』第七五六号）の中に一覧表が掲載されている（一四一～五

ンドヲ鐫貫テ、シタ、カニ屏ヲ塗、前ニハ亂杭・逆木ヲ引懸テ、廣サ
三丈餘^{アマリ}ニ堀ヲホリ、流水ヲセキ入タリ。

とあり、(4)京都南方からの侵入を図った赤松軍の眼前には、羅城門の礎石の所から八條河原に至るまでの区間に亘って、頑丈に作り上げられた防備嚴重な「屏」が、ほぼ東西方向に連なつており、その前面には乱杭・逆木が並び、しかも幅3丈余の堀が掘られていた。右の記述から、大宮面に於けると同様に、京都の南端に当たる羅城門の礎石から八條河原に至る線上にも、やはり堅固な防衛ラインが構築されていたことが確認される。ここに至つて、洛中「四十八箇所ノ築」に拠る篠屋守護人の守備兵力に依存する京都防衛構想は、最早、殆ど完全に廃棄されていることが看取される。洛中に散在する篠屋に拠る篠屋守護人の兵力を基盤とする洛中守備態勢は、今や、京都西面及び京都南面の外郭防衛ライン沿いに塗り固められた無骨で頑丈な「屏」際での「木戸」口守備乃至は「櫓」守備の態勢によつて、完全に取つて代わられている。中世前期が終わり、鎌倉時代が幕を降ろそうとする、この六波羅最後の日々に於いて、京都篠屋及び篠屋守護人が長らく担わされ続けて来た京都守備兵力としての役割は、既にして完全に過去のものとなり了り、一足早く文字通りの「前時代の遺物」と化していたと言わざるを得ないであろう。

以上、本節では、『太平記』に描き出されている「元弘の乱」に於ける京都攻防戦の様相に則して、本来六波羅が望まなかつた洛中の市街戦状況下に於いて、京都篠屋及び篠屋守護人の果していた京都守備兵力としての役割について検討を試み、先ず、「四十八箇所ノ築」を拠点として洛中守備を行う篠屋守護人は、その散在性及び孤立性の故に微弱な兵力に過ぎなかつたことを検証した。また、篠屋守護人の兵力に依存する地域防衛構想は、終局的には、城壁のように頑丈で防備の嚴重な「屏」及び

それに附設された「櫓」や堀などにより構成される京都市街の西面及び南面の強固な外郭防衛ライン際の守備態勢に取つて代わられるに至つたが、その間の大体の経緯を跡付けて見た。それと共に、切羽詰まつた六波羅が、持明院統の天皇及び上皇を迎えた六波羅探題館を要塞化して楯籠の籠城作戦を計画するに至つた点にも言及した。更に、本節での検討の途上では、従来指摘されることのなかつた「二條大宮」篠屋の存在を指摘し、その実在の証明を試みた。

終わりに

小稿では、『太平記』の記述を主な材料として、鎌倉時代最末期に於ける京都篠屋及び篠屋守護人の役割に関し、(1)辻警固としての役割、(2)儀仗兵としての役割、(3)犯罪人の逮捕を行う捜査機関としての役割、(4)犯罪人の拘禁を行う預人としての役割、(5)在京軍事力としての役割、(6)京都守備兵力としての役割、の6点に絞つて、各役割について、若干の検討を試みた。軍記物としての性質上、『太平記』の記述は、内容に応じて繁簡の差があり、それ故、(5)及び(6)の比重が大きくなつた。最も紙幅を割いた(6)の役割を検証する途上では、従来全く看過されて來た「二條大宮」篠屋の存在を初めて指摘することができた。それと同時に、鎌倉時代最末期に於ける二條大宮篠屋の篠屋守護人が、「丹後前司」と呼ばれる在京人であったことを主張した。

二条大宮の地に篠屋の所在が確認されたことの持つ意味は少なくない。大宮面沿いの篠屋は、一条大宮、三条大宮、四条大宮、七条大宮の各交差点に存在していたことが、先行研究によつて既に明らかにされている(4)が、今回、小稿が検出した二条大宮篠屋をそれらに加えれば、大宮面が

羅の京都防衛戦略が根本から切り替わっていることを看取し得る。倒幕勢力によつて追い詰められた六波羅の目には、洛中に散在孤立し、放火戦術に対し無力な「四十八箇所ノ築」は、最早、外敵の侵入を防禦するのに有効な軍事拠点とは映つていなかつたらしい。

しかし、如何に天皇及び上皇を六波羅探題館内の仮設御所に迎え入れてゐると言つても、勿論のことではあるが、本来的な京都防衛任務が六波羅によつて等閑視されていたとまでは言ひ切れない。前出の、大宮面に敷かれていた、三条から九条に至る「屏」と「櫓」による京都外郭防衛ラインは、この段階に至つても、なお依然として保持されていた。散々長引いた後醍醐方の軍勢による京都進攻作戦も、いよいよ大詰めを迎えた元弘三年五月七日、足利高氏の率いる大軍勢が西方から、赤松勢が東寺方面から、そして千種忠頼の率いる軍勢が竹田・伏見方面から、京都及び六波羅に最後の総攻撃をかけた。これが史上有名な六波羅攻めであるが、『太平記』では卷第九「六波羅攻事」前後に詳細な記述がある。⁸⁸⁾ この時の足利軍の攻勢の様子を、『増鏡』第十七「月草の花」では、次のように描いてゐる。

五月七日、ほのぐと明くる程より、大宮の木戸どもを押し開き、二條よりしも、七條の大路を東ざまにて、七手に分けて、旗をさしつけて、六波羅をさして雲霞のごとくたなびきに入り、さらに面をむかふる物なし。

ここで、「大宮の木戸ども」と書かれている点に特に注目したい。「大宮の木戸ども」とは、大宮面の防衛ラインを成す「屏」に設けられた城門を意味すると考えられる。約一月前の四月八日の京都進攻作戦即ち「千種殿京合戦」に於ける戦闘では、前述したように、「丹後前司」の受け持つていた「一條大宮」の役所即ち築屋が、伊達3兄弟によつて焼き

払われたので、その後六波羅側が京都西面の外郭防衛ラインを大宮面沿いに北方へ伸長し、無防備だった「二條ノ口」にも、新たに二條大路閉塞用の「屏」と城門に相当する「木戸」とを設けたということは、十分にあり得ることであり、六波羅の方針に沿う対策であつたろう。『増鏡』の記述が、三条以南と書かずに、「二條よりしも」と書いてあるのはその故なのではないかと考えられる。続けて「七條の大路」と書かれているが、これは七条大路の意ではなく、「二條よりしも」即ち二条大路以南を東西方向に走つてゐる「七條」即ち7本の大路の意味と考えるべきであろう。すると、その南端は八条大路になる。この記述箇所については、従来そのように理解されている。⁸⁹⁾ また、『増鏡』の右の記述に於いては、大宮面の防衛ラインが足利軍によつて難なく突破されたかの如くに描かれている。これは、一つには、実際に「木戸」口での六波羅勢の抵抗が微弱だったことによるのかもしれないが、また一つには、足利軍が東国武士の軍勢を基幹として成り立つており、騎馬兵を主力とし、機動力と速攻力に富んでいたことによるとも考えられる。更に今一つには、「七手に分けて」7本の大路を六波羅口掛けて進撃した足利軍の数の圧倒的な多さも考慮すべきであろう。『太平記』では、六波羅攻めの日の足利軍の総数を「五萬餘騎」と記している。⁹⁰⁾

それに引き替え、南方東寺方面から襲來した赤松勢は、僅かに「三千餘騎」と小勢だったが、卷第九「六波羅攻事」によると、

東寺へハ、赤松入道圓心、三千餘騎ニテ寄懸タリ。樓門近ク成ケレバ、信濃守範資、鎧踏張左右ヲ顧テ、誰カアル、アノ木戸、逆木、引破^{ヒキブツ}テ捨ヨ。ト下知シケレバ、宇野・柏原・佐用・眞島ノ早リ雄ノ若者共三百餘騎、馬ヲ乗捨テ走リ寄リ、城ノ構ヲ見渡セバ、西ハ羅城モシ^{シズエ}門ノ壁ヨリ、東ハ八條河原邊マデ、五六八九寸ノ琵琶ノ甲、安郡ナ

のであった。言い換えるれば、この難局に際し、両六波羅は、能う限り京都に踏み留まって、京都を死守し、外敵の侵攻に徹底抗戦するという対抗策を選ばず、もし旗色が悪くなり、形勢不利と見れば、あっさりと京都を放棄して、持明院統の天皇及び上皇を奉じて鎌倉へ逃げ去ることに決めたわけである。確かに、『太平記』の叙述に従うならば、北条側が有力な助つ人と頼りにしていた足利高氏が後醍醐方に寝返り、六波羅にとって文字通り最悪の事態が展開するに至った土壇場での決断と言い得るから、六波羅がこのような基本方針を固めたのは、ある意味では至極当然のこととも言えようが、しかし、六波羅が急速この方針を採用して今後の基本計画を決定した時点で、京都の辿るべき運命は決まつたと言っても過言ではない。それと同時に、両六波羅の指揮下で、微弱ながらも京都守備兵力としての役割を果し続けて来た京都篠屋及び篠屋守護人の運命、そして在京人の運命も、この時に決まつたと言つて差し支えない。何故ならば、ことここに至つて、両六波羅は、いざとなれば京都を見捨てて、持明院統の天皇及び上皇の蒙塵の体裁を繕つて、その実、鎌倉へ遁走する覚悟を決めたのであり、もし万一、事態がそのように展開するに至つた場合には、当然の帰結として、篠屋に拠る京都守備兵力などは、最早、全く無用の長物と化したに等しくなるからである。実際の歴史を繙くと、両六波羅が恐れていた通り、「もし万一」の事態が展開し、両六波羅は、鎌倉へ逃れる途中で滅亡してしまうのであるが、小稿では、その最期の日まではフォローできない。

同じ卷第九「足利殿着御篠村」則國人馳參事」の末尾の方には、兼々六波羅ニ議シケルハ、「今度諸方ノ敵牒合テ、大勢ニテ寄ルナレバ、平場ノ合戦許ニテハ叶マジ。要害ヲ構テ時々馬ノ足ヲ休メ、兵ノ機ヲ扶テ、敵近付バ、懸出々々可レ戰。」トテ、六波羅ノ館ヲ中

ニ籠テ、河原面七八町ニ堀ヲ深ク掘テ鴨川ヲ懸入タレバ、昆明池ノ春水西日ヲ沈テ、澁淪タルニ不レ異。残三方ニハ芝築地ヲ高ク築テ、櫓ヲカキ雙ベ、逆木ヲ重ク引タレバ、城塙州受降城モ角ヤト覺ヘテヲビタ、シ。

と附記されているが、⁸⁸ここに至つて、六波羅は、「四十八箇所ノ篭」を拠点とする篠屋守護人の兵力に依存する京都防衛構想を殆ど完全に放棄してしまい、その代わりに、南北両六波羅探題館を徹底的に要塞化する作業に専ら腐心している様子が伺える。既に同年三月以来、六波羅北方探題館内に仮の御所を急造して、持明院統の天皇や上皇を迎えていたのであるから、これ程までに厳重に六波羅の要塞化と籠城の準備を推し進めるのは、一面では至極当然のことであったと思われる。しかし、六波羅の講じた対策は、やはり泥縄式の感を免れず、『太平記』の作者は、次のように手厳しい批判している。⁸⁹

誠ニ城ノ構ハ、謀アルニ似タレ共智ハ長ゼルニ非ズ。「劍閣雖^モ嶺憑之者蹶^{ハシマツク}。非^ヨ所^ニ以深レ根固^レ蒂也。洞庭雖^モカントタム以愛^シ人治^レ國也」トカヤ。今^テ已ニ天下一ツニ分レテ、安危此一舉ニ懸タル合戦ナレバ、糧ヲ捨テ舟ヲ沈ル謀^ヲコソ致サルベキニ、今日ヨリ艤テ後足ヲ蹈^フニ纏^{ワシカ}ノ小城ニ楯籠ラント、兼テ心ヲツカハレケル、武略ノ程コソ悲シケレ。

とまれ、この段階では、「四十八箇所ノ篭」による洛中守備という地域的防衛構想は、後退して影を潜め、代わって、前面に出で来ているのは、河原面に深い堀を掘つて鴨川の水を引き入れ、残り三方には築地塹を繞らし、櫓を並べ、逆木を敷設して、厳重に城塞化された南北両六波羅探題館での籠城計画という一城塞中心の防衛構想なのであり、ここに六波

キナガラ、宗徒ノ勇士ト被憑タリケル結城九郎左衛門尉ハ、敵ニ成テ
山崎ノ勢ニ加リヌ。其外、國々ノ勢共五騎十騎、或ハ轉漕ニ疲テ國々
ニ歸リ、或ハ時ノ運ヲ謀テ敵ニ屬シケル間、宮方ハ負レ共勢弥重
リ、武家ハ勝共兵日々ニ減ゼリ。角テハ如何可レ有ト、世ヲ危ム人多
カリケル處ニ、足利・名越ノ兩勢又雲霞ノ如ク上洛シタリケレバ、イ
ツシカ人ノ心替テ今ハ何事カ可レ有ト、色ヲ直シテ勇合ヘリ。

と記されている⁸⁰。よう、ここに至つて、急速に疲労の色を濃くし始
め、劣勢化して来ていた。「宗徒ノ勇士ト被憑タリケル結城九郎左衛
門尉」にまで裏切られた両六波羅にとつては、最早、関東から上洛した
「足利・名越ノ兩勢」の増援軍だけが頼みの綱であった。ところが、増援
軍の総大将である名越尾張守は、後醍醐方の軍勢の拠点八幡・山崎を攻
撃すべく出撃したが、同年四月二十七日の「久我畷合戦」に敗れなく戦
死し、麾下の軍勢は敗走した。詳しくは、卷第九「山崎攻事付久我畷合
戦事」を参照されたい。⁸¹ そして、上洛した援軍のもう一方の大将足利高
氏は、味方の敗北を余所に酒盛りに興じていたが、大江山即ち老の坂を
越えて丹波国篠村に入り、ここで倒幕の旗を挙げ、後醍醐側に寝返つて
しまった。高氏の叛乱軍には丹波国の国人が多数馳せ参じた。この間の
経過は、卷第九「足利殿打二越」⁸² 大江山事及び「足利殿着二御篠村」⁸³
則國人馳參事⁸⁴ に詳しい⁸⁵ので、ここでは引用を割愛する。

さて、この卷第九「足利殿着二御篠村」則國人馳參事によれば、足
利高氏が後醍醐側に寝返り、鎌倉幕府及び六波羅に叛旗を翻したとの急
報に接して、六波羅が緊急に評定を開き、今後の基本方針を決定したこ
とが知られる。

六波羅ニハ是ヲ聞テ、「サテハ今度ノ合戦天下ノ安否タルベシ。若自
然ニ打負ル事アラバ、主上・々皇ヲ取奉テ、關東ヘ下向シ、鎌倉ニ

都ヲ立テ、重テ大軍ヲ揚、凶徒ヲ可レ追討ス。」ト評定有テ、去ル三月
ヨリ北方ノ館ヲ御所ニシツラヒ、院内ヲ行幸成奉ラル。梶井二品親王
ハ天台座主ニテ坐バ、縱轉反ストモ、御身ニ於テハ何ノ御怖畏力可レ
有ナレ共、當今ノ御連枝ニテ坐バ、且ハ玉體ニ近付進セテ、寶祚ノ
長久ヲモ祈申サントニヤ、是モ同ク六波羅へ入セ給フ。加之國母・
皇后・女院・北政所・三台・九卿・槐棘・三家ノ臣・文武百司ノ官・
并竹園門徒ノ大衆・北面以下諸家ノ侍・兒、女房達ニ至マデ我モ々
モト參集ケル間、京中ハ忽ニサビカヘリ、嵐ノ後ノ木葉ノ如ク、己
ガ様々散行バ、白河ハイツシカ昌テ、花一時ノ盛ヲ成セリ。是モ幾程
ノ夢ナラン、移リ變ル世ノ在様、今更被レ驚モ理也。⁸⁶

右の引用の中で、既に同年の三月には、持明院統の「院内」（後伏見院
と光嚴天皇）を六波羅北方館内に急造した仮の御所に迎え入れていた事
実⁸⁷に触れてあるのは、六波羅が今後の基本方針を評定で決定したのが、
實際には、同年三月に於ける「院内」の六波羅行幸の際のことであつた
事実を暗示するものかもしれない。この時、「院内」に随つて、天台座主
の「梶井二品親王」を始めとして、「國母」以下女院等、また卿相雲客や
「文武百司ノ官」等は、挙つて六波羅に引き移つたので、花洛は六波羅・
白河の地に移転したかの如き觀を呈したと『太平記』は語つている。し
かし、何れにせよ、引用箇所の冒頭に出ているように、至つて単純明瞭
な内容ではあるが、六波羅がここで一つの重要な方針を立案したことは、
決して軽視できないと思われる。六波羅が立てた基本方針の内容とは、
もし万一、いよいよ六波羅が今度の戦いに敗れ、後醍醐方の軍勢に京都
を攻略されるような非常事態に至つたならば、持明院統の光嚴天皇や後
伏見院・花園院等を皆関東に連れ去つて、鎌倉の地に新しい都を立て、
そこで再擧を図り、重ねて後醍醐方を討滅しようと計画した、というも

しかし、何れにせよ、以上に検討を加えて来た所から見て、鎌倉時代最末期に当たる当時、「丹後前司」と呼ばれる在京人が京都に本拠を置き、活動を続けていた事実については、ほぼ疑う余地がないと考えられる。そして、この在京人「丹後前司」は、「二條大宮」の十字路に面して常設的な「役所」を保持していた所から、篭屋守護人であつたと考えられ、

その受け持ちの篭屋は、「二條大宮」篭屋であつたと考えられる。そうすると、大将軍千種忠顕の率いる山陽・山陰両道の大軍が西方から京都に襲来した元弘三年四月八日、外敵の侵入防禦用に堅固に構築された「屏」及び「櫓」の備えのない無防備な二條大宮の役所即ち篭屋で、京都西端の大宮面の守備に当たり、文字通り孤軍奮闘していた篭屋守護人が実在したことになり、この篭屋守護人が「丹後前司」だったと言うことがで
きる。勿論、「丹後前司」の率いる「二條大宮」篭屋の微弱な兵力だけで「二條ノ口」を守備し抜くのは至難の技であった。事実、「二條大宮」篭屋と覚しき「丹後前司之役所」は、伊達3兄弟の攻撃を受けて、忽ち炎上している。このように理解すれば、前述のように、六波羅が防備の手薄な「一條・二條ノ口」へ増援の予備兵力を投入したのも頷かれよう。

なお、「二條ノ口」即ち一条大宮には、篭屋守護人千秋氏の守備する篭屋が存在していた。¹⁴⁾ 千秋氏もまた、この日の戦闘では、「丹後前司」と同様に、受け持ちの部署である一条大宮篭屋を死守すべく、全力を挙げて防戦に努めていたことと想像される。¹⁵⁾

以上のような検討及び考察の結果、筆者は、ここで、これまでその存在を指摘されることのなかった「二條大宮」篭屋の実在を提唱し、且つ、鎌倉時代最末期に於ける「二條大宮」篭屋の篭屋守護人を當時「丹後前司」と呼ばれていた在京人に比定できることを主張したいと思う。

千種忠顕率いる中国の大軍勢によるこの日の京都進攻作戦は、受け持

ちの篭屋を焼き払われた「丹後前司」の如き篭屋守護人を含む六波羅軍が、奮戦の末撃退した。¹⁶⁾ 聰した大将軍千種忠顕は、夜間密かに峯の堂の陣地から落ち延びて行つたと『太平記』は記している。¹⁷⁾ 鳴り物入りで始まつた「千種殿京合戦」にしては、龍頭蛇尾に終わり、慘めな結末を迎えることになったと言えよう。

しかし、六波羅は、伯耆国船上山に拠つて京都進攻作戦の総指揮を執る後醍醐を攻撃する必要性を痛感し、また一方では、赤松円心や千種忠顕等の率いる中国の軍勢が頻々と京都に襲来する状態が続くのに堪まり兼ねたこともあり、関東即ち鎌倉幕府に増援軍の派遣を懇請した。卷第九「足利殿船上洛事」の冒頭に、

先朝船上ニ御坐有テ、討手ヲ被^{ラレ}差^{サシ}上^ス、京都ヲ被^{ラル}責^{セイヨン}由^ス、六波羅ノ早馬頻^{ハヤマサンキリ}ニ打^ツテ、事既^{スデ}ニ難儀^{オヨブヨシ}ニ及^シ由^ス、關東ニ聞^ヒヘケレバ、相摸入道大^{サガミノウチ}ニ驚^{オドロイ}テ、サラバ重^{カサギ}テ大勢ヲ指^シ上^セテ半^{ナカバ}ハ京都ヲ警^{ケイゴ}固^シ、宗徒ハ舟^{フナ}上^クヲ可^{ベシ}レ責^{セム}ト評^{ヒヤウダガワク}定^ス有^テ、名越尾張^{ナゴヤ}守^ヲ大將トシ^テ、外様ノ大名二十人ヲ被^{モホキ}レ催^ル。

と記されている¹⁸⁾ 通りである。かくして、ここに、室町幕府の創立者足利高氏（尊氏）が、次なる時代の主役として、『太平記』の表舞台の上に華々しく登場して来ることになる。当初の間、高氏は、「外様ノ大名二十人」の筆頭であり、鎌倉幕府が六波羅の催促に応じて差し上せた増援軍の一方の大将として位置付けられるに留まっている。しかし、内心には既に鎌倉幕府及び六波羅に対する逆意を抱いていたことは、『太平記』に記す通りである。¹⁹⁾

一方、六波羅の状況を見ると、卷第九「山崎攻事付久我畷合戦事」の冒頭に、

兩六波羅ハ、度々ノ合戦ニ打勝^{ウチウチ}ケレバ、西國ノ敵^{オソル}恐^ズ足^{タラ}ト欺^{アザム}

卿を召し捕つたが、宣房は「因幡左近大夫將監」に、公明は「波多野上野前司」に、成資は「丹後前司」に、実世は「筑後前司」に預けられた。容疑者の公卿等の預人の中に「丹後前司」がいることに注目したい。「丹後前司」以外の3名の預人は、『太平記』を始め、同時期の資料に名の挙がることのある在京人である。⁽⁴⁾ 前述のように、篭屋守護人は、犯罪人の拘禁を行う預人としての役割を担っていたから、この時後醍醐の「御謀叛⁽⁵⁾」に関与した疑いを持たれ、身柄を拘束された公卿等の預人となつた「因幡左近大夫將監」から「筑後前司」に至るまでの4名は、皆當時篭屋守護人であった可能性が高い。そのように推測することも一応可能ではある。しかし、前述のように、在京人は必ずしも篭屋守護人であるとは限らないと言い得る所から、慎重を期して、彼等を篭屋守護人と速断することは差し控えたい。ただ、少なくとも、当時「丹後前司」等は、公卿である犯罪容疑者の身柄を預る預人を勤め得る立場にあつた事実だけは動かないから、右の記述に従えば、「丹後前司」が当時の在京人の内一人に数えられていたことはほぼ確実であると言える。また、同じく『光明寺残篇』によれば、同年八月二十七日の条の中には、前に引用した部分に続けて、

其後春宮自「持明院殿」有り行¹啓六條殿。即御²入于六波羅³。方供奉軍兵。丹後前司。筑後前司。備後民部大夫等數百騎也。

との記述があり、⁽⁶⁾ この日、春宮（量仁親王、光嚴天皇）が六条殿に行啓し、更に六波羅北方に入つたが、この時春宮に供奉していた軍兵の中に、件の「丹後前司」の名が見えている。春宮の六波羅移徙の記事は、『太平記』にも出ており、日付は『光明寺残篇』と同じであるが、そこで⁽⁷⁾ は、春宮と一緒に「持明院本院」（後伏見院）が六波羅に入ったとされている。⁽⁸⁾ 何れにせよ、この時の行啓（或いは御幸）に供奉した軍兵は、

在京人によって構成されていたと考えられるから、右の資料から見ても、「丹後前司」が当時の在京人の内の一人に数えられたとする推定は、補強証拠を得られたことになる。

そこで次に、『太平記』それ 자체の記述を見ると、残念ながら「丹後前司」に直接言及した箇所は見当たらないようである。ただ、卷第二「師賢登山事付唐崎濱合戦事」の中に、

搦手カコトメへハ佐々木三郎判官時信・海東左近將監・長井丹後守宗衡・筑後前司貞知・波多野上野前司宣道・常陸前司時朝ニ、美濃・尾張・丹波・但馬ノ勢ヲサシソヘテ七千余騎、大津、松本ヲ經テ、唐崎ノ松ノ邊カツカケマデ寄懸タリ。

限らないと言い得る所から、慎重を期して、彼等を篝屋守護人と速断することは差し控えたい。ただ、少なくとも、当時「丹後前司」等は、公卿である犯罪容疑者の身柄を預る預人を勤め得る立場にあつた事実だけは動かないから、右の記述に従えば、「丹後前司」が当時の在京人の内の一人に数えられていたことはほぼ確実であると言える。また、同じく『光明寺残篇』によれば、同年八月二十七日の条の中には、前に引用した部分に続けて、

其後春宮自持明院殿有レ行レ啓六條殿。卽御入于六波羅。北供奉軍兵。丹後前司。筑後前司。備後民部大夫等數百騎也。

啓し、更に六波羅北方に入つたが、この時春宮に供奉していいた軍兵の中に、件の「丹後前司」の名が見えている。春宮の六波羅移徙の記事は、『太平記』にも出ており、日付は『光明寺残篇』と同じであるが、そこでは、春宮と一緒に「持明院^{チヤウイエン}本院^{ボンイエン}」(後伏見院)が六波羅に入ったとされている。⁽⁷⁾ 何れにせよ、この時の行啓(或いは御幸)に供奉した軍兵は、

在京人によって構成されていたと考えられるから、右の資料から見ても、「丹後前司」が当時の在京人の内の一人に数えられたとする推定は、補強証拠を得られたことになる。

そこで次に、『太平記』それ自体の記述を見ると、残念ながら「丹後前司」に直接言及した箇所は見当たらないようである。ただ、卷第二「師賢登山事付唐崎濱合戦事」の中に、

「搦手へハ佐々木三郎判官時信・海東左近將監・長井丹後守宗衡・筑後前司貞知・波多野上野前司宣道・常陸前司時朝ニ、美濃・尾張・丹波・但馬ノ勢ヲサシソヘテ七千余騎、大津、松本ヲ經テ、唐崎ノ松ノ邊マデ寄懸タリ。

と出ており、前述のように、「元弘の乱」の勃発した当初、後醍醐が山門に逃げ隠れていると誤信した六波羅が、山門攻めの搦手に当たる「唐崎ノ松ノ邊」に差し向けて了「七千余騎」から成る在京人及び近国の軍勢の中に、「長井丹後守宗衡」なる人物が加わっていたことを指摘できる。

『光明寺残篇』の記す所に従えば、この山門攻めの折りの六波羅軍の出撃は、同年八月二十七日のことであり、搦手の東坂下即ち唐崎浜で合戦が行わたったのは、翌二十八日のことであつたから、六波羅が東坂下即ち唐崎に差し向けた軍勢の中に交っていた在京人「長井丹後守宗衡」が、同じ二十七日の内に京都へ取つて返して、前述の春宮の行啓の供奉を勤めるのは、明らかに時間的に無理があり、不可能と断定はできないものの、相当困難なことに違ひあるまい。それ故、私見では、恐らくこの「長井丹後守宗衡」なる人物は、「丹後前司」とは別人ではないかと思われるが、さりとて、この「長井丹後守宗衡」こそが「丹後前司」その人であつた可能性を完全に否定し去ることも、現時点では難しいと言わざるを得ない。

と同性質の防禦設備乃至は防禦陣地をその内容としていたとは考え難い。繰り返すまでもなく、伊達道西軍忠状に現われる「二條大宮」とは、二条大路と大宮大路の交差点を意味しているが、前述の如く、京都築屋は、原則として、大路と大路の交差点や大路と小路の交差点など、洛中を東西に走る通りと南北に走る通りとの交差点即ち辻に面して48箇所設置されていた一種の交番である。その上、〈始めに〉で紹介したように、鎌倉時代末期成立と推定される『沙汰未練書』の中で、京都築屋は「在京人役所」と定義されていた。そうすると、伊達道西軍忠状の中で「丹後前司之役所」と呼ばれている「二條大宮」所在の「役所」なるものは、「沙汰未練書」で「在京人役所」と定義されている「役所」と同性質の「役所」即ち在京人の詰めていた築屋を意味しているのではないかと推測されて來るのである。

そこで、『日本国語大辞典』で「役所」の項を調べて見ると、「役所」なる語には複数の意味があるが、「丹後前司之役所」に最も適合していると思われる意味は、「戦陣で、各将士の本拠とする詰所。軍務を処理する所。」⁶⁰ではないかと思われる。この意味からしても、「丹後前司之役所」は「在京人役所」であった公算が大きい。但し、この詰所は仮設の詰所や俄作りの詰所ではなく、常設の詰所であったと考へる必要がある。言ひ換へば、戦陣が終結すれば速かに撤収されるような性質の一時的な陣地とは異なるものであった。この場合の「役所」が単なる一時的仮設陣地とは一線を画す常設的な詰所であったと考へ得る根拠は、やはり伊達道西軍忠状の文言の中に見出され得る。道西は、二條大宮に所在する「丹後前司之役所」を焼き払って、「則打入敵陣中、數刻合戦」したと書いている。もし、ここで「敵陣中」と書かれている場所を「丹後前司之役所」の中に他ならぬと解釈すると、この「役所」は焼き討ちをかけら

れ、既に炎上しているのであるから、伊達3兄弟は、自ら火中に躍り込んで自殺行為を冒したことになり、辻棲が合わなくなる。このような解釈は妥当ではないので、ここでは、少なくとも、「役所」なる語が単なる「敵陣」の意味を持たないことは明白と言つて差し支えない。この「役所」が単なる陣地を超えた別のものを意味しており、一時的仮設的な陣地を超えた常設的詰所を意味していたのではないかと推測できる所以はここにある。この推測を認めるならば、「丹後前司之役所」は、外敵の侵入を防禦するために急造された「屏」⁶¹「櫓」⁶²の類でもなければ、二條大宮に忽然と出現した俄仕立ての一時的な陣地でもなかつことになり、「元弘の乱」が起ころ遙か以前から二條大宮交差点に所在していた常設の「役所」即ち築屋であつたとする推定の蓋然性が一举に確実性の域に達することはほぼ疑う余地がなくなる。

しかし、この「丹後前司之役所」を「二條大宮」築屋であつたと仮定すると、今度は、やはりこれも『沙汰未練書』に於ける定義に倣つて、ここで「丹後前司」と呼ばれている人物を「在京人」と捉え、「在京人」と位置付ける必要を生ずる。ところが、この点に関しては、十分信拠するに足る証拠資料が若干見出される。例えば、『光明寺残篇』によれば、後醍醐が突如御所を出奔して「元弘の乱」が突発した直後の元弘元年八月二十五日の条に、次のように出ている。⁶³

廿五日。万里小路大納言宣房卿。侍從中納言公明卿。宰相成資卿。別當右衛門督實世卿。以上四人被^レ召^イ捕^ス之。於^ニ宣房^ニ被^レ預^シ因幡左近大夫將監。公明者被^レ預^ニ波多野上野前司。成資者被^レ預^ニ丹後前司。

實世卿者筑後前司被^レ預^シ之。

この日、六波羅は、「元弘の乱」に関与した嫌疑により、万里小路大納言宣房、侍從中納言公明、宰相成資、別當右衛門督実世、以上4名の公

六波羅是ヲ聞テ、弱カラニ方へ向ケントテ用意ニ残シ留タル、佐々木

判官時信・隅田・高橋・南部・下山・河野・陶山・富樫・小早河等、

五千餘騎ヲ差副テ、一條・二條ノ口へ被^レ向。

この記述を信ずれば、この日の合戦で、防禦の手薄になつた方面に投入すべく六波羅の手許に温存されていた「佐々木判官時信」以下の予備兵力「五千餘騎」は、実際に防禦が手薄になつていて「一條・二條ノ口」へ増援軍として差し向けられた。『太平記』本文の叙述に照らして考る

ならば、ここで「一條・二條ノ口」と並べて呼ばれている2つの地点が、大宮面即ち大宮大路と一条大路・二條大路との各交差点に該当することは殆ど疑う余地がない。⁶⁶ 従つて、「一條ノ口」とは一条大宮、「二條ノ口」とは二条大宮の各交差点に該当すると判断し得る。更に〈防禦が手薄〉

と言うのは、この場合、一条大路・二條大路を大宮面の線上で閉塞する

「屏」⁶⁷ のような構築物が何ら存在していなかつた事実を示唆すると考えて差し支えあるまい。そこで、『太平記』の記述を信拠するならば、「千種殿京合戦」が戦われた元弘三年四月八日当時、京都の西端の辺に当たる大宮面即ち大宮大路沿いに築かれていた防禦用の「屏」は、三条から九条に至るまでの区間については、塗り固められて城壁の如く連続し、東西に連なる各大路・各小路を大宮面の線上で閉塞していたが、その反面、一条から二条に至るまでの区間、取り分け一条大宮及び二条大宮の2つの交差点に関しては、急拵えの「屏」が未だそこまでは延長されておらず、大宮面の線上の「屏」により一条・二条の2つの大路が閉塞されるに至つてはいなかつたと言える筈である。

ところで、ここに、「伊達道西_貞^義軍忠狀」と呼ばれる、元弘三年五月十三日に作成された一通の文書がある。今、『大日本古文書家わけ第三「伊達家文書之一」』の中に第二号文書として収録されているが、注目す

べき文言を含んでいると思われる所以、左に全文を掲出する。⁶⁸

(花押)

但馬國少佐郷一方地頭伊達孫三郎入道々西申、大將軍頭中將家自伯州

_{千種忠願}

御越當國之時、最前馳參、路次賜、綸旨、屬御手、去月八日兄弟三人、道西、宗幸、宗重等、押寄二條大宮、燒拂丹後前司之役所、則打入敵陣中、數刻合戦、舍弟宗幸被射左肩、家人和田次郎、中間十郎太郎打死畢、於大將軍御前、抽無二軍忠之條、御見知之上、阿彌彦三郎、安原彥五郎、枚田彥太郎、楯彥太郎等、相共致合戦畢、道西雖爲不肖之身、携弓箭□□勇士之藝之上者、早預御感、彌可成向後之勇由存候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

元弘三年五月十三日 沙彌道西上（裏判）

進上 御奉行所

この軍忠狀の本文の前半部分に於いては、「大將軍頭中將家」即ち千種忠願率いる中國軍に但馬國から馳せ参じた「少佐郷一方地頭伊達孫三郎殿京合戦」に参加して入道々西_貞^義等兄弟3人が、同年四月八日の「千種殿京合戦」に参加して挙げた赫赫たる戦果について、具体的に述べてあるが、取り分け、「去月八日兄弟三人、道西、宗幸、宗重等、押寄二條大宮、燒拂丹後前司之役所、則打入敵陣中、數刻合戦」と記されている箇所に注目したい。この記述部分では、四月八日の合戦に於いて、伊達道西等兄弟3人の率いる軍勢が、「二條大宮」に押し寄せ、「丹後前司之役所」を焼き払うという武勳を最初に挙げたことが些か誇らし気に述べられている。前述したように、この日、二条大宮の十字路には、大路の末端を閉塞する防禦用の「屏」は未だ築かれてはいなかつたと考えられるので、伊達道西の軍忠狀の中で言われている「二條大宮」所在の「丹後前司之役所」なるものは、三条から九条に至るまでの大宮面に急遽拵え上げられていた「屏」や「櫓」_{ヤグラ}

櫓ヲ搔テ射手ヲ上テ、小路々々ニ兵ヲ千騎二千騎扣ヘサセテ、魚鱗ニ進ミ、鶴翼ニ圍マン様ヲゾ謀リケル。⁵⁸⁾

②七千餘騎大宮面ニ打寄テ、寄手遅シトゾ待懸タル。⁵⁹⁾

③武士ハ要害ヲ掩テ射打ヲ面ニ立テ、馬武者ヲ後ニ置タレバ、敵ノ疼痛所ヲ見テ懸出々々追立ケリ。⁶⁰⁾

これら①～③の記述に依拠すると、元弘三年四月八日のこの日、京都を舞台として繰り広げられた「千種殿京合戦」では、千種忠顕の率いる「二十萬七千餘騎」の大軍勢の進攻を防禦する六波羅の軍勢「七千餘騎」は、京都西面の防衛線として「大宮面」即ち大宮大路沿いに防衛ラインを敷いており、この防衛ライン即ち大宮大路に沿って、北は三条から南は九条に至るまでの区間に「屏」を塗り固め、「櫓」を並べて、嚴重な防衛設備を整えていた。防禦に当たる「七千餘騎」の六波羅勢は、この「大宮面」の防衛ラインに集結しており、小路毎に「千騎二千騎」を控えさせて、東西方向に「大宮面」を前面とする縦深防禦態勢を敷いていた。そして、要害を扼えて、その前面には、「射打」即ち弓を射る歩兵を立ち並ばせ、騎馬武者をその背後に控えさせておくという兵員配置を取り、敵の怯む隙を突いて、騎馬武者が駆け出でては、敵を追い立てる戦法を採用した。この堅陣はなかなか破られなかつたが、『太平記』に、

角テハ何可有勝負トモ見ヘザリケル處ニ、但馬・丹波ノ勢共ノ中ヨリ、兼テ京中ニ忍テ人ヲ入置タリケル間、此彼ニ火ヲ懸タリ。時節辻風烈ク吹テ、猛煙後ニ立覆ヒケレバ、一陣ニ支ヘタル武士共、大宮面ヲ引退テ尙京中ニ扣ヘタリ。

とあるように、⁶¹⁾千種軍が京都市内に潜入させておいた別働隊が至る所に火を懸けて回るゲリラ的な放火戦術を用いたが故に、六波羅軍は、「大宮面」の防衛ラインから京中に後退することを余儀なくされた。そこ

で、またもや本来六波羅側にとつて望ましくない京都市内に於ける市街戦が始まり、「四條油小路」や「七条東洞院」や「五條西洞院」などの中の各十字路を舞台に、攻守両軍の激戦が繰り広げられるに至つた。⁶²⁾

ところで、この日の戦闘に際し、篠屋守護人は、一体何処で何をしていたのであろうか。本節では、篠屋守護人が帶びていたと考えられる京都守備兵力としての役割を『太平記』その他の当時の資料の上に見出し、検証することを第一の目的としているが、これまで一言もその点に触れて来なかつた。しかしながら、実は、元弘三年四月八日の「千種殿京合戦」に於いても、篠屋守護人が京都防衛戦に従事し、自らの負う京都守備任務を全うせんと努めていた事実を裏付けるに足る非常に有力な証拠資料が存在している。残念ながら、その証拠資料とは、『太平記』の記述それ自体ではないが、『太平記』の記述の中にも十分補強証拠となり得る若干の資料を見出しえるのである。そこで以下に少しく紙幅を割いて、京都守備兵力としての篠屋守護人の役割という点に絡めて、従来先行研究に於いては全く指摘されていなかつた「二條大宮」篠屋の実在を証明することとしたいと思う。

前述した通り、この日の合戦に於いて、六波羅側は、京都西面に当たる外郭防衛ラインとして、大宮面の三条から九条に至るまでの区間に「屏」を塗り固め、「櫓」を並べて、一種の防壁を築き上げていた。しかし、当然のことながら、大宮面と一条大路から二条大路に至る各大路及び各小路との交差点には、この強固な外郭防衛ラインは敷かれていなかつた。或いは、西面外郭防衛ラインが未だそこまでは延びていなかつたと言ひ換えた方が適切かもしれない。その点については、この日の戦闘に関する『太平記』の中の次の記述⁶³⁾が補強証拠になり得ると考えられる。

2方面から、京都侵攻を画策した。この時、鳥羽・竹田方面からの侵攻軍の大将の一人だったのが、前述の殿法印良忠であった。赤松軍によるこの攻勢を迎えた六波羅軍は、前例がない大軍を動員し、卷第八「四月三日合戦事付妻鹿孫三郎勇士事」によれば、

兩六波羅ハ、度々ノ合戦ニ打勝テ兵皆氣ヲ舉ケル上、其勢ヲ算フルニ、三萬騎ニ餘リケル間、敵已ニ近付メト告ケレ共、仰天ノ氣色モナシ。六條河原ニ勢汰シテ閑ニ手分ヲゾセラレケル。山門今ハ武家ニ志ヲ通ズトイヘドモ、又如何ナル野心ヲカ存ズラン。非可ニ油斷ス。トテ、佐々木判官時信・常陸前司時朝・長井縫殿秀正ニ三千餘騎ヲ差副テ、佐々木判官時信・常陸前司時朝・河野ト陶山トニ五千騎ヲ相副テ法性寺大路へ被差向。富樺・林ガ一族・島津・小早河ガ兩勢ニ、國々ノ兵六千餘騎ヲ相副テ、八條東寺邊へ被指向。厚東加賀守・加治源太左衛門尉・隅田・高橋・糟谷・土屋・小笠原ニ七千餘騎ヲ相副テ、西七條口へ被向。自餘ノ兵千餘騎ヲバ惡手ノ爲ニ殘シテ、未六波羅ニ並居タリ。

という布陣で展開し、山門の再度の離叛に備えると同時に、赤松勢に応戦する態勢を整えた。⁵³ 「佐々木判官時信」を始め、「常陸前司時朝」「長井縫殿秀正」以下「小笠原」に至るまで、ここに名の挙がっている武士は、殆ど皆在京人であるが、総勢「三萬騎ニ餘」と呼号される未曾有の大軍であり、京都が外敵の侵攻に直接曝されるという危急存亡の秋に至って、漸く兩六波羅は、持てる総力を結集して敵に当たつた觀がある。この日の戦闘では、赤松軍が京中深く侵入して來たが、『太平記』は続けて、

其日ノ巳刻ヨリ、三方ナガラ同時ニ軍始テ、入替々々責戰フ。寄手ハ騎馬ノ兵少シテ、歩立射手多ケレバ、小路々々ヲ塞ギ、鍛ヲ調テ散

タニ射ル。六波羅勢ハ歩立ハ少シテ、騎馬ノ兵多ケレバ、懸違々々敵ヲ中ニ籠メントス。

と記しており、⁵⁴ 六波羅側にとつては望ましくなかつたと思われるこの日の京中市街戦に於いては、騎馬兵主体か、それとも歩兵主体かという、攻守両軍の基本的な用兵戦術の相違により、騎馬兵を主体とする六波羅軍が歩兵を主体とする赤松軍に打ち勝ち、赤松軍を退却させることができた。⁵⁵ このような勝利の收め方は、前述した同年三月二十八日に於ける山徒の大軍の撃退戦の場合と同様である。

赤松軍が何度も京都進出を試みては、その都度六波羅軍に撃退されているのを見て業を煮やした伯耆国船上山の後醍醐は、京都進攻作戦に腹心の千種忠顯を大将とする山陽・山陰両道から募つた大軍を派遣し、参加させることに決した。⁵⁶ 卷第八「主上自令修金輪法給事付千種殿京合戦事」には、

サラバヤガテ大將ヲ差上セテ赤松入道ニ力ヲ合セ、六波羅ヲ可レ攻トテ、六條少將忠顯朝臣ヲ頭中將ニ成シ、山陽・山陰両道ノ兵ノ大將トシテ、京都へ被指向。其勢伯耆國ヲ立シマデ、僅ニ千餘騎ト聞ヘシガ、因幡・伯耆・出雲・美作・但馬・丹後・丹波・若狭ノ勢共馳加ハ(ツ)テ、程ナク二十萬七千餘騎ニ成ニケリ。

と記されている。⁵⁷ かくして、同年四月八日至り、「二十萬七千餘騎」から成る中国勢の圧倒的な陣容に心驚いた頭中將千種忠顯は、六波羅に総攻撃をかけた。『太平記』の表現を借りれば、四月八日のこの合戦が、「千種殿京合戦」と呼ばれる合戦である。

この日の戦闘の様子は、卷第八「主上自令修金輪法給事付千種殿京合戦事」に詳しいが、その中には、次のような記述がある。

①六波羅ニハ敵ヲ西ニ待ケル故ニ、三条ヨリ九条マデ大宮面ニ屏ヲ塗リ、

と書かれる⁽⁴⁸⁾ ような緊迫した情勢になつて來たので、それに続けて、兩六波羅^{キイチ}聞^カレ之、「赤松一人ニ洛中ヲ被^{ナヤマ}惱^{タマ}テ、今士卒ヲ苦ル事コソ安カラネ。去十二日ノ合戰ノ體ヲ見ルニ、敵サマデ大勢ニテモ無リケル物ヲ、無ニ云甲斐^{ナフカヒ}聞^カ懼^{シテ}敵ヲ邊境^{ハシキヤウ}ノ間ニ閣^{サンショウ}コソ、武家後代^{コウダイ}ノ恥辱^{チヨク}ナレ、所詮於^{シヨゼン}今度^チハ官軍遮^{サヘギツ}テ敵陣ニ押寄^{ナシヨセ}、八幡・山崎ノ兩陣ヲ責^{セメ}落^スシ、賊徒ヲ河ニ追ハ^メ、其首ヲ取^{トシ}テ六条河原ニ可^レ曝^{ハシラズ}。」ト被^{ナレ}下知^ゲケレバ、四十八箇所ノ^{カカリ}籠^{ナラビニ}并在京人、其勢五千餘騎、五条河原ニ^{セゾロヘ}勢^ゲ洮^{チヨク}と出でている⁽⁴⁹⁾ ように、兩六波羅は、同年三月十五日に、今回も「四十八箇所ノ^{カガリ}籠^{カガリ}」を主力として、「在京人」を添えた「五千餘騎」の軍勢を出撃させ、「三千餘騎」の赤松勢が陣取つてゐる八幡・山崎方面に攻撃を加えた。ところが、この「山崎合戰」では、またもや六波羅が敗北を喫し、「堀^{ホリ}・溝^シ・深田^{カタ}ニ落^ス入^ルテ、馬物具皆取^{トシ}所^{モノノケ}モナク」⁽⁵⁰⁾ 泥塗れになつて白昼京都に逃げ帰つた六波羅勢は、京中の物笑いの種になり立つた。⁽⁵¹⁾

卷第八「山徒寄^シ京都事」の記述する所⁽⁵²⁾によれば、更に同年三月二十七日に至つて、総勢「十萬六千餘騎」を数えると呼号された山門の大軍勢が武家即ち六波羅に叛旗を翻し、重武装した山徒が大挙して比叡山から下りて来て京中に繰り出し、翌二十八日に六波羅に総攻撃を加える手筈を整え、京都進攻を開始したが、この時山徒の攻勢を受けて立つた六波羅勢「七千餘騎」は、得意とする騎馬戦術により、徒步で、しかも重い鎧を着けている故に軽捷に身動きの取れない山徒の軍勢を射白ませて駆け散らし、山上へと退却させることに成功した。

以上、本節では、「四十八箇所ノ^{カガリ}籠^{カガリ}」を中心とする六波羅軍の果してい

屋守護人及び在京人が日常の活動に於いて言わば軸足を置いている洛中の戦闘には勝利を收め得る場合があるにしても、これが一步洛外に踏み出して、案内の分からぬ未知の土地を主戦場として戦う場合となると、殆ど全く勝利を收めた例がないという事実が浮かび上つて來たようだ。従う偏々にこれも、最初に触れた『沙汰未練書』の定義を借用すれば「洛中警固」即ち洛中の辻警固や洛中の巡回警衛のような警察官的業務を主要任務としていた籠屋守護人と在京人の寄せ集めから成る混成軍に他ならなかつた六波羅軍の避け難い宿命であつたと見るのは、些^シか穿ち過ぎた見方であろうか。

(6) 京都守備兵力としての役割

前節(5)で取り上げた役割と紛らわしいが、こちらの役割は、籠屋守護人が受け持つ籠屋を拠点として、洛中に点在する籠屋を拠点に辻警固を主要任務として遂行しているが故に、常時軸足を洛中に置き続けていた籠屋守護人にとって見れば、(5)の在京軍事力としての役割よりも、こちらの京都守備兵力としての役割の方が本来的に優先されるべき役割であったと考えられる。但し、前に一言付言しておいたように、当時から、籠屋に拠る籠屋守護人によって展開される京都市中での市街戦といふ戦術は、いよいよという段階に達した場合に執られるべき最後の手段と看做されてゐた節がある。

前節に見た「山崎合戰」の勝利の後、赤松軍は、なおも執拗に京都攻撃を繰り返した。前述した通り、同年四月三日には、赤松円心は、「七千餘騎」の軍勢を二手に分けて、鳥羽・竹田方面からと西七条方面からの

ヲ被^ル差下[。]

と出ている⁽⁴⁾から、六波羅は、同年閏一月二十八日、再度「一万余騎」

から成る相当大きな軍勢を討手として摩耶城へ差し向かたことが分かる。

しかし、同年三月十一日の「酒部瀬河合戦」に於いては、赤松円心の軍勢「三千余騎」⁽⁴⁾が、瀬河宿（大阪府箕面市瀬川）に進出した「一万余騎」の六波羅軍を擊破し、六波羅勢は、

大軍ノ靡^ク僻^{ケセ}ナレバ、六波羅勢前陣返^{ゼンザンカ}セドモ後陣不^{ゴヂンズ}續^{ツヅカ}、行前ハ狹^{セバ}シ、
「閑^{シカ}ニ引ケ。」トイヘドモ耳ニモ不^{キナ}聞入^エ、子ハ親ヲ捨テ郎等ハ主ヲ知^{ラウドウ}ラデ、我前ニト落^{オチコ}行^{ケル}程ニ、其勢大半討^{タマシタク}レテ纏^{ラソカ}ニ京ヘゾ歸^リケル。

と記されている⁽⁴⁾ように、大混乱に陥って潰走し、文字通り這這の体で京都に逃げ帰っている。但し、一言付け加えておくと、これら一連の記載と同様に、『太平記』の日付記載は相当疑わしい所がある。

いよいよ京都に迫つて来ると、卷第八「三月十二日合戦事」に

とまれ、この勝利に勝ち誇った赤松円心の軍勢が、同年三月十二日、証拠となる資料に乏しく、楠木軍との間に天王寺合戦が戦われた年月日の記載と同様に、『太平記』の記述以外には直接の合戦の戦われた正確な日付については、『太平記』の記述以外には直接の記載と同様に、『太平記』の日付記載は相当疑わしい所がある。

兩六波羅驚ヒテ、地藏堂ノ鐘ヲ鳴シ洛中ノ勢ヲ被^レ集^ケレドモ、宗徒ノ勢ハ摩耶ノ城ヨリ被^レ追立^ス、右往左往ニ逃^ハ隠^ス。其外ハ奉^ハ行^ス・頭^トリタレ共^ハ、皆只アキレ迷ヘル計^ハニテ、差タル義勢モ無^ハリケリ。

然自失するのみであつたが、続けて、

六波羅ノ北方、左近將監仲時、「事ノ體ヲ見ルニ、何様坐ナガラ敵ヲ^{ナニサマキ}と記される⁽⁴⁾通り、奉行・頭人のような六波羅上層部の人間は、事態の急展開に対応する術を失つたかの如く、或いは周章狼狽し、或いは茫然自失するのみであつたが、続けて、

家^ケ・作道^ヲ・西ノ朱雀・西八條邊^ノへ被^レ差向[。]是ハ此比南風ニ雪トケテ河岸ニ餘^ル時ナレバ、桂河ヲ阻^メテ戰^フ致^セトノ謀也。

取り直し、「在京ノ武士二万余騎」の大軍勢を京都西南の今在家・作道・西朱雀・西八條辺りの京都近郊及び當時京都の周縁を成していた地域に繰り出して、敵の侵攻に備えさせた。そして、同日夕刻、京都に侵入して来て、「大宮・猪熊・堀川・油小路ノ邊、五十余箇所ニ火ヲカケ」⁽⁴⁾る放火作戦を展開し始めた總勢「三千余騎」⁽⁴⁾の赤松勢を迎え撃ち、河野・陶山の軍勢の奮戦によつて、京都侵攻を企図した赤松勢を京都から撃退することに成功した。紙幅の関係で、引用は割愛するが、この日の激戦の模様は、卷第八「三月十二日合戦事」並びに「持明院殿行^ニ幸六波羅^事」に詳しい。⁽⁴⁾なお、右に引用した六波羅北方北条仲時の言葉は、當時六波羅が、京都に於ける市街戦を極力回避せんとしていた証拠に数え得るのであるまいかと思う。京都は京師に他ならない以上、京師を戦火の巷と化せしめることを極力回避しようと六波羅が全力を傾けていたのは、当然と言えば余りにも当然のことであり、殊更に異とするには当たらないと思われる。

ところが、間もなく、卷第八「禁裡仙洞御修法事付山崎合戦事」に、去三月十二日ノ合戦ニ赤松打負^テ、山崎ヲ指^テ落^ハ行^シヲ、頓^テ追懸^ステ討手ヲダニ下シタラバ、敵足ヲタムマジカリシヲ、今ハ何事可^レ有^{アル}トテ被^レ油^ヲ斷^シニ依^テ、敗軍ノ兵此彼ヨリ馳^セ集^テ、無^ハ程大勢ニ成^ケレバ、赤松、中院ノ中將貞能ヲ取立^テ聖護院ノ宮ト號^シ、山崎・八幡ニ陣ヲ取^リ、河尻ヲ差塞^ギ西國往^フ反^ノ道ヲ打止^ム。依^レ之洛中ノ商買止^テ士卒皆轉漕ノ助^ニ苦メリ。

ストであるが、「兩六波羅殿代」に率いられた「縫殿將監」から始まって「芥河」に至るまでの武士の交名に交って、「一條東洞院」から「同大宮水谷」に至るまでの名が挙っているのが目を惹く。一見して明白なように、これらは全て当時の篠屋の名称である。このように、篠屋は、その所在地点で交差する通りと通りの名称を冠して呼称するのが鎌倉時代を通じての原則であったが、ここに明らかに如く、鎌倉時代も最末期に至ると、交差点名の下に一々「篠屋」とは附記しないのが通例となっていた。³⁷⁾ 但し、「四條堀河」及び「同大宮水谷」の2箇所については、

若干の注意を要する。「トカシ」は、「富権」で、「四條堀河」篠屋の篠屋守護人であった在京人の名字であり、「水谷」なる語も、地名や京都の通りの名称ではなく、「同大宮」即ち「春日大宮」篠屋の篠屋守護人であった在京人の名字である。この交名に於いて、所在地点の名称を明記してある篠屋の数を数えて見ると、僅かに8箇所に過ぎない。この数字を信ずるならば、『太平記』の記述の上では大概「四十八箇所ノ篠」を表記されているにも拘らず、実際の出撃の際には、「四十八箇所ノ篠」の全てが総動員されていたとは限らないと推測することが許されると考えられる。

右の天王寺合戦の場合に照らして見るならば、京都へ侵攻して来る敵を迎撃するために、洛中「四十八箇所ノ篠」の全部が京都から出撃して完全に出払ってしまうような非常事態は、实际上殆ど全く生じることがなかったと考えて然るべきなのではあるまいか。現実問題として、あらゆる事態の発生に即応して「四十八箇所ノ篠」が総出撃できる態勢が、六波羅によって完備され、當時不斷に機能していた篠屋は、洛中全48箇所の篠屋の中では高々8箇所程度に過ぎなかつた実情を右の資料は暗示していると理解すべきかもしない。本来、篠屋守護人は、あくまでも洛中の辻

警固を第一の主任務としている警察官的存在であつたから、全ての篠屋守護人が一齊に京都を離ることは極度に困難ではなかつたかと思われる。

しかし、『太平記』の記述を追う限りでは、京都篠屋は、終始一貫して「四十八箇所ノ篠」と表記されている。例えば、卷第八「摩耶合戦事付酒部瀬河合戦事」では、元弘三年閏二月二十六日、後醍醐が配流先の隱岐島から密かに脱出して、伯耆国船上山に移つたとの通報に色を失つた六波羅側の執つた対抗措置に関して、

是ニ付テモ、京近キ所ニ敵ノ足ヲタメサセテハ叶マジ。先攝津國摩耶ノ城ヘ押寄テ、赤松ヲ可レ退治トテ、佐々木判官時信・常陸前司時知ニ四十八箇所ノ篠、在京人并三井寺法師三百余人ヲ相副テ、以上五千余騎ヲ摩耶ノ城ヘゾ被レ向ケル。

と記してある。³⁸⁾ 前述の赤松入道円心が京都進出を狙つて拠つている「摩耶ノ城」へ、六波羅は、「四十八箇所ノ篠」に「在京人」、及び「三井寺法師三百余人」を副えて、総勢「五千余騎」を差し向け、総攻撃をかけたが、出撃時「七千餘騎」とも噂された六波羅勢は、結局総崩れになつて退却した。『太平記』によれば、

向フ時七千餘騎ト聞ヘシ六波羅ノ勢、僅二千騎ニダニモ足ラデ引返シケレバ、京中・六波羅ノ周章不斜。雖然、敵近國ヨリ起テ、屬順ヒタル勢サマデ多シトモ聞ヘネバ、縱ヒ一度二度勝ニ乗ル事有トモ、何程ノ事カ可レ有ト、敵ノ分限ヲ推量テ、引ドモ機ヲバ不レ失。

と記され、³⁹⁾ 六波羅勢が退却こそしたもの、依然として士氣を喪失することはなかつたとしているが、それに引き続いて、

斯ル所ニ、備前國ノ地頭・御家人モ大略敵ニ成ヌト聞ヘケレバ、摩耶城ヘ勢重ナラヌ前ニ討手ヲ下セトテ、同二十八日、又一萬余騎ノ勢

の軍勢の出撃は、元弘元年八月二十七日のことであった。しかし、この時の山門攻めに出撃した六波羅軍は、翌二十八日、搦手の唐崎浜に向った「海東備前左近大夫將監」の手勢が討死するなど散々な敗北を喫して、³⁴「白晝」に京都へ逃げ帰っている。³⁵

また、卷第六「楠出張天王寺事付隅田高橋并宇都宮事」では、前年赤坂城を落ち延びて、³⁶元弘二年五月に再挙した楠木正成の軍勢が、京都へ攻め上って來るとの通報に接した六波羅が、軍勢を召集して天王寺へ

差し向けた様子について、

斯リケレバ兩六波羅ニハ畿内近國ノ勢如雲霞馳集テ、楠今ヤ責上
ルト待ケレ共、敢テ其義モナケレバ、聞ニモ不似、楠小勢ニテゾ有覧、
此方ヨリ押寄テ打散セトテ、隅田・高橋ヲ兩六波羅ノ軍奉行トシテ、
四十八箇所ノ築、并ニ在京人、畿内近國ノ勢ヲ合セテ、天王寺へ被
指向。其勢都合五千余騎、同升日京都ヲ立テ、尼崎・神崎・柱松ノ
邊ニ陣ヲ取テ、遠築ヲ焼テ其夜ヲ遅シト待明ス。

と記してある。³⁷前出の山門攻めの追手の勢は、洛中「四十八箇所ノ築」の築屋守護人を中心とし、それに、「畿内五箇國ノ勢」を差し添えて、それでも総勢「五千余騎」にしか達していなかった。勿論、その他搦手には「七千余騎」を廻した³⁸のであるが、追手・搦手の軍勢を合計して見ても、決して大軍勢とは呼べない人数である。また、右に示したように、

京都に攻め上って來ると予測される楠木軍を迎え撃つために、六波羅が天王寺へ差し向いた軍勢にしても、「四十八箇所ノ築」に「在京人」と「畿内五箇國ノ勢」とを合わせて、それでもやはり「都合五千余騎」に過ぎなかつた。これは、鎌倉幕府が総力を結集して派遣した「百萬騎三餘」³⁹と言われた「千劍破城ノ寄手」⁴⁰に比べると、余りにも心許ない数字である。洛中に「四十八箇所」も存在していたとされる築屋に拠つて、平

時は辻警固業務に従事していた築屋守護人の兵力を中心として成り立つていたと考へられる六波羅軍は、何故にこれ程までに規模が小さかつたのであるか。右に示した通り、本格的に千劍破城攻めが始まる以前から、在京軍事力としての築屋守護人を基幹とする六波羅軍の規模はそれ程大きくなかった事実が確認されるから、六波羅軍が小規模になつたのは千劍破城攻めに大半の兵力が割かれていたためと見るのは余り正確ではない見方のように思われる。

これ程までに素朴な疑問を解決するのは難しいが、この疑問を解くための一助となりそうな一資料が、『正慶乱離志』⁴¹の中に見出される。この『正慶乱離志』の前半部分は、寧ろ『楠木合戦注文』という名称の方でよく知られている。赤坂落城後、元弘二年（正慶元年に当たる）に再挙した楠木正成の軍勢が、天王寺方面まで進出して来たのは、史実としては、同年末から元弘三年（正慶二年）正月へかけてのことであり、楠木軍が天王寺に於いて六波羅の軍勢と戦い、これを擊破したのは、元弘三年正月十九日のことであった。この点に関しては、『正慶乱離志』の記す所に明らかであるから、⁴²『太平記』の示す日付⁴³は採ることができない。『正慶乱離志』の記述の中には、次のような一項目がある。⁴⁴今、少し注目して見ることにしたい。

一自京都天王寺下向武士交名人等

　　兩六波羅殿代一方竹井縫殿將監　伊賀筑後守　一條東洞院　五條東洞院
　　春日朱雀　四條大宮　四條堀河トカシ　姉小路西洞院　春日東洞院
　　同大宮水谷　中條　嚴島神主　芥河　此外地頭御家人五十騎天王
　　寺構城塙

事書に明らかな通り、これは、京都を目掛けて上つて來る楠木軍を迎撃すべく、京都から天王寺に差し向かれた六波羅の軍勢の交名即ちり

う留置場若しくは代用監獄としての機能を持たれていたことが明らかになったが、留置場と呼んでもいても、それは囚人が容易に脱獄できる程度の至つて警戒の緩い留置場に過ぎなかつたのであり、京都築屋が帶びていた留置場若しくは監獄としての性格は、鎌倉時代最末期の当時に於いては、さのみ大きな意味を有していなかつたと言つべきであろう。

(5) 在京軍事力としての役割

次に、築屋守護人の武力としての側面について見ることにする。築屋守護人が武士である所からすれば、これは築屋守護人にとって最も本質的な側面と言える。ここで在京軍事力という余り耳慣れない呼称を使用したのは、「京都洛中に点在する築屋を根拠地（基地）とする軍事力」との意味合いに於いてである。それ故、築屋守護人が、基地である京都洛中から洛外へ出撃する場合も少なからずあつた。軍記物としての本質的性格を持つことからして当然のことと言えようが、『太平記』の記述の中には、築屋守護人の在京軍事力としての役割を裏付ける証拠資料が豊富に含まれているので、資料に事欠くことはない。

先ず、前に言及した、卷第一「頼員回忠事」の中の、正中元年九月十九日の「正中の変」に際して、六波羅から差し向けられた軍勢による土岐・多治見討伐戦の記述部分²⁴が、築屋守護人及び在京人の帶びていた武力的性格をよく描き出していると思う。しかし、「正中の変」の折りだけに限定して見ると、『太平記』が直接的に築屋について言及しているのは、実は左に掲げる記述の部分だけである。(四)

其比攝津國葛葉ト云處ニ、地下人代官ヲ背テ合戰ニ及事アリ。彼本所ノ雜掌ヲ、六波羅ノ沙汰トシテ、庄家ニシスヘン為ニ、四十八箇所

ノ築、并在京人ヲ催サル、由ヲ被^ラ披露^{ヒロウセ}。是ハ謀叛^{コレ}ノ輩^{トモガラ}ヲ落サジガ為^{ハカリコト}謀也^ト。土岐モ多治見モ、吾身ノ上トハ思^{オモヒ}モ寄ラズ、明日ハ葛葉へ向フベキ用意シテ、皆「己^{オノレ}」ガ宿所ニゾ居タリケル。

これは、全四十巻から成る『太平記』の中で、「四十八箇所ノ築」が初めて登場する記述部分であり、その意味では特別の注意を払うに値する箇所であるが、差し当たりここでは、共に「謀叛ノ輩^{トモガラ}」であった「土岐モ多治見モ」2人共築屋守護人であったのではなく、在京人であったのであり、兩人共それぞれ受け持ちの築屋に勤番していたのではなく、「皆己^{オノレ}」ガ宿所ニゾ居タリケル」という点に留意しておきたい。つまり、右の記述は、最初に触れた通り、「在京人であれば常に築屋守護人である」とは必ずしも断定できないと言い得ることの恰好の例証として理解し得るのである。

元弘元年八月二十四日に「元弘の乱」が始まつてから以後の期間だけに限つて見ても、『太平記』の記述の中には、「四十八箇所ノ築」が頻出している。例えば、卷第二「師賢登山事付唐崎濱合戦事」には、

兩六波羅大ニ驚^{オホキ}テ先内裡^{モロカタウザン}へ參^{カラマキ}テ見奉ルニ、主上ハ御坐無^{ゴザナ}テ、只局町^{ツボキマチ}女房達此彼^{タチココカソ}ニサシツドヒテ、鳴聲^{ナク}ノミヅシタリケル。「サテハ山門^{カマツ}門^{カマツ}落サセ玉タル事子細ナシ。勢^{セイ}ツカヌ前ニ山門^{カマツ}ヲ攻^{セイ}ヨ。」トテ、四十八箇所^{カガリ}ノ築ニ、畿内五箇國^{カノコク}ノ勢^{セイ}ヲ差添^{サシム}テ、五千余騎追手^{ヨセテ}ノ寄手^{トシテ}、赤山^{セキサン}ノ麓^{フモト}、下松^{サガリマツ}ノ邊^{ハシ}へ指向^{カシメ}ラル。

と出ており、元弘元年八月二十四日に後醍醐天皇が御所を出奔した当初、後醍醐が山門へ逃れたものと誤信していいた六波羅が、山門攻めのため、追手の寄手として、「四十八箇所ノ築」に、「畿内五箇國ノ勢」を差し添えて、「五千余騎」の軍勢を差し向けたことが記されている。前出の『光明寺残篇』の記述によれば、築屋守護人を中心とするこの六波羅

麾下に加えた殿法印良忠の軍勢は、鳥羽・竹田の方面から一路京都に向かって進撃して行つた。『尊卑分脈』の「良忠」の項に、

公尋僧正附法大力勇健猛將也

と附記され⁴⁴、その「猛將」ぶりが讃えられているのも頷かれるが、この日の戦闘には、赤松軍は、またもや六波羅軍に敗北を喫した。しかし、何れにしても、『太平記』の記述する殿法印良忠の召し捕りの一件は、篠屋守護人に、犯罪人の逮捕を行う捜査機関としての役割及び犯罪人の拘禁を行う預人としての役割という、2つの何れ劣らず重要な役割が課せられていたことを如実に物語る插話であると評価して差し支えはあるまいと思われる。

鎌倉時代末期に於ける篠屋守護人が、犯罪人の逮捕を行う捜査機関としての側面を併せ持ち、最小限度捜査機関たるの実質を備えていた事実を推測せしめる資料は、『太平記』の記録した殿法印良忠逮捕の一件の插話以外にも、ごく少数ながら存在している。例えば、『花園天皇宸記』元亨四年（正中元年・一二三四年）六月廿日の条を見ると、

於一條町邊、着笠法師二人過轄邊、召次叱之、不敢承引、仍召次等以石打之、法師二人即拔刀、北面康仲下人見之、拔大刀追之、行人等又

合力之間、法師退走、北面已下追之、近邊篠屋召取之云々、狼藉無比類歟、不可說也、入夜以隆蔭、自持明院殿被訪仰、即仰景朝被召取云々、一人者篠屋已召取之間、後日以院宣感仰武家了、

との記事が載っている。⁴⁵ この日、花園天皇の准母である広義門院が瘡病を患っていたので、當時既に上皇になっていた花園が持明院殿に見舞いに行つたが、その帰途での出来事である。酉の刻を過ぎた夕刻に、院の乗った牛車が一条町即ち一条大路と町小路の交差点の辺りを通り掛かると、笠を着けたままの2人の法師が、院の乗用の牛車の轅の側を通り

過ぎた。この無礼に怒った召次が法師等を叱りつけたが、法師等は無視して、澄まして行つてしまおうとする。そこで、召次等が石を投げつけ、武士康仲の下人がこれを見て、大刀（太刀）を抜いて脅かして、法師等を追い払い、道行く人々もこれに協力して追い立てたので、法師等は走つて逃げて行つた。北面等はこれを追いかけて行つたが、法師等の内の人を近辺の篠屋が召し捕つた。花園は、法師等の犯したこの狼藉を「不可説」つまり言語道断と言つて、大層憤慨しているが、夜に入つてから、持明院殿の見舞いを受け、景朝に命じて今一人の法師を召し捕らせた由を聞かされた。そこで、もう一人の法師は、一条町の狼藉現場近くで既に篠屋が召し捕つていたので、後日、御感即ちお褒めの言葉を載せた院宣を武家（六波羅）に給わることになった。右の狼藉人逮捕劇は、院の北面の武士や一般の通行人の協力を得てはいるものの、篠屋守護人が現行犯逮捕に尽くしていた光景が髣髴する如くによく伺える事例と思われる。ここで、ここに掲出した次第である。篠屋守護人と雖も、稀には院から褒賞を受ける程目覚しい活躍を見せる場合があり得たことを、この事件は証明しているといい得るのであるまいか。

しかし、翻つて、留置場若しくは代用監獄の性格を持つ篠屋の管理責任者として捉え返して見ると、この点では、当時の篠屋守護人は、概して余り優秀とは言えなかつたようと思われる。それは、前述した殿法印良忠捕縛の一件に於いて、良忠が拘禁されていた「五條京極ノ篠」から脱獄した事実一つを取り上げて見るだけで、容易に頷かれる所であろう。篠屋守護人の果していた2つの重要な役割の内で、取り分け犯罪人の拘禁を行う預人としての役割に対しても、若干の疑問が呈せられ得る所以である。また、以上に検討した所から、京都篠屋は、犯罪人の拘禁を行

範行⁽¹⁴⁾なる人物であつたことを指摘できる。恐らくこの人物は、「大炊御門油小路ノ篭」の篭屋守護人「小串五郎兵衛秀信⁽¹⁵⁾」の一族だつたのではなかと思われるが、仮りにそう仮定するならば、小串一族を構成する「小串三郎左衛門尉範行⁽¹⁶⁾」も、「小串五郎兵衛秀信⁽¹⁷⁾」も、共に、鎌倉時代最末期の京都に於いて、在京人としての活動を続けていたことになろう。一方、この当時「五條京極ノ篭」の篭屋守護人であり、殿法印良忠の身柄の預人となつた「加賀前司」は、『光明寺残篇』によれば、元弘元年八月二十四日に、後醍醐天皇が突然御所を脱出したことによつて「元弘の乱」が勃発した当初、天皇が山門即ち比叡山延暦寺に逃避していると誤信した六波羅が、山門攻撃の追手の寄せ手として急遽山門西坂下に差し向けて軍勢を構成する在京人の内の一人であつたことが確認される。即ち次の如くである。⁽¹⁸⁾

廿七日。

被差向佐々木大夫判官。海東備前左近大夫。波多野上野前司等於山門東坂下被向長井左近大夫將監。加賀前司於西坂下。被向常陸前司於勢多。

「加賀前司」もまた、鎌倉時代最末期の京都に於いて、在京人としての活動を続けていたことは、殆ど疑う余地がないと言ひ得よう。

ところで、『尊卑分脈⁽¹⁹⁾』によれば、殿法印良忠は、五摶家の一つ二条家の出であり、門地は極めて高かつた。「殿」の字を冠して呼ばれているのも、摶家の出自を表すものであると言わわれている。⁽²⁰⁾『尊卑分脈』に出てゐる二条家の系図の「良忠」の項には、

元弘依一天大乱時分私猶企謀叛之宿意後日露顯被召出六波羅禁圍忽破閣戸遁出参候大塔宮之仁也

との註を附して解説してある。⁽²¹⁾「忽破閣戸遁出参候大塔宮」と記され

てゐる通り、『太平記』にはその旨全く言及されていないが、実の所、殿法印良忠は、「五條京極ノ篭」に拘禁された直後、早々と「破閣戸遁出」即ち脱獄し、大塔宮護良親王の許に参候していたのである。更に翌元弘三年（一二三三年）の春になると、殿法印良忠は、大塔宮から令旨を賜わり、鎌倉幕府に叛旗を翻して、播磨国佐用荘苔縄城に挙兵した赤松次郎入道円心⁽²²⁾と行動を共にしていた。この事実は、『太平記』の記述から知られ、例えは、卷第八「四月三日合戦事付妻鹿孫三郎勇力事」には、

去ドモ武家ノ軍立、京都ノ形勢忍ル、ニ不レ足ト見透シテゲレバ、七千餘騎ヲ一手ニ分テ、四月三日ノ卯刻ニ、又京ヘ押寄セタリ。其ノ

方ニハ、殿法印良忠⁽²³⁾・中院定平⁽²⁴⁾ヲ兩大將トシテ、伊東・松田・頓宮・富田判官ガ一黨、并眞木・葛葉ノ溢レ者共ヲ加ヘテ其勢都合三千餘騎、伏見・木幡ニ火ヲ懸テ、宇野・柏原・佐用・眞嶋・得平・衣笠

ハ、赤松入道圓心ヲ始トシテ、河嶋・桂ノ里ニ火ヲ懸テ、西ノ七條ヨリゾ寄タリケル。

と記されている。⁽²⁵⁾元弘三年春の挙兵の後、赤松入道圓心は、山陽道を

東上し、「兵庫ノ北」に当たる摩耶山の城郭に拠つた⁽²⁶⁾が、後述するように、ここでの「摩耶合戦」では、六波羅の差し向けた軍勢に打ち勝つて氣勢を揚げ、勝利の余勢を駆つて京都に迫り、同年三月十二日には、京都侵攻作戦を開始した。しかし、この日の戦闘では六波羅軍に敗退した。再擧を図つた赤松圓心は、同年四月三日には、「七千餘騎」の軍勢を率い、再度京都攻略戦を指揮したのであるが、右の『太平記』の記述からも伺える通り、この日の京都侵攻作戦には、件の「殿法印良忠」が、中院定平と共に赤松軍の一方の手「三千餘騎」の大将として参加していた。

そして、「眞木・葛葉ノ溢レ者共」の如き一見して明白な悪党的存在をも

割であることは明らかである。『太平記』の記述の中で、これらの2点の役割に関連性を持つ最も顕著な事例と思われるのは、卷第四「笠置囚人死罪流刑事付藤房卿事」の中に見える「殿法印良忠」捕縛の一件に関する次の記述である。⁽¹³⁾

同升一日殿法印良忠ヲバ大炊御門油小路ノ築、小串五郎兵衛秀信召捕テ六波羅へ出シタリシカバ、越後守仲時、齊藤十郎兵衛ヲ使ニテ被レ申ケルハ、「此比一天ノ君ダニモ叶ハセ給ハヌ御謀叛ヲ、御身ナンド思立給ハシ事、且ハ無レ止、且ハ楚忽ニコソ覺テ候ヘ。先帝奪ヒ進ゼン為ニ、當所ノ繪圖ナンドマデ持廻ラレ候ケル条、武敵ノ至り重科無レ雙、隱謀ノ企罪責有レ餘。計ノ次第一々ニ被レ述候ヘ。具下無レ非」王土、率土人無非。王民。誰カ先帝ノ宸襟ヲ歎キ奉ラザラン。人タル者是ヲ喜ベキヤ。叡慮二代テ玉體ヲ奪奉ラント企事、ナジカハ可レ無レ止。為レ誅ニ無道、隱謀ヲ企事更ニ非^{アズ}楚忽儀。始ヨリ叡慮ノ趣ヲ存知、笠置ノ皇居ヘ參内セシ条無ニ子細。而ルヲ白地ニ出京ノ蹤ニ、城郭無レ固、官軍敗北ノ間、力本意ヲ失ヘリ。其間ニ具行卿相談シテ、綸旨ヲ申下、諸國ノ兵ニ賦シ条勿論ナリ。有程ノ事ハ此等ナリ。」トゾ返答セラレケル。依レ之六波羅ノ評定、様々ナリケルヲ、二階堂信濃入道進デ申ケルハ、「彼罪責勿論ノ上ハ、無ニ是非可レ被レ誅ケレドモ、與黨ノ人ナンド尙尋沙汰有テ重テ關東ヘ可レ被レ申カトコソ存候ヘ。」ト申ケレバ、長井右馬助、「此義尤可レ然候。是程ノ大事ヲバ關東へ被レ申テコソ。」ト申ケレバ、面々ノ意見一同セシカバ、法印ヲバ五條京極ノ築、加賀前司ニ預ラレテ禁籠シ、重テ關東へゾ被^ラ注進一ケル。

この記述によると、殿法印良忠は、元弘元年（一二三二年）九月二十

八日、後醍醐天皇が笠置城から追い落とされ、やがてすぐに六波羅によりて捕えられ、同年十月以降六波羅南方へ幽閉の身となつた後、天皇の身柄を武家から奪還しようと図り、六波羅の絵図を携帯して徘徊し、密かに天皇奪還の機会を狙つていたが、元弘二年（一二三二年）六月二十一日に至つて、「大炊御門油小路ノ築、小串五郎兵衛秀信」により召し捕えられ、六波羅に引き出されて尋問を受け、北畠具行等と共に後醍醐の企てた「御謀叛」即ち倒幕計画に与した次第の供述を取られる仕儀となつた。法印を尋問した六波羅側は、事件の重大性に鑑みて評定を開いたが、二階堂信濃入道の進言を容れ、これ程の重大事件になると、法印以外にもきっと「與黨ノ人」が潜んでいるに相違ないからとて、法印を直ちに誅することは控え、更に法印に対する尋問を続行することを決定し、本公司に預け、そこに「禁籠」即ち拘禁する措置を執ることになった。〈預ける〉措置を現代風に言い直せば、殿法印良忠なる人物の未決勾留期間中、五條京極築屋なる警察署内の留置場を代用監獄として使用したかの如き觀がある。

この時、殿法印良忠を召し捕つた「大炊御門油小路ノ築」即ち大炊御門小路と油小路との交差点に面して設置されていた築屋の築屋守護人「小串五郎兵衛秀信」本人に関しては、『太平記』の記述の中では、他に知る所がない。但し、『太平記』卷第一「頼員回忠事」の記述⁽¹⁴⁾によるところ、正中元年（一二三四年）九月十九日に発生した「正中の変」の際、後醍醐の倒幕計画に加わっていた土岐・多治見の討伐のために六波羅が差し向けた築屋守護人並びに在京人から成る総勢「三千余騎」の軍勢のこの記述によると、殿法印良忠は、元弘元年（一二三二年）九月二十

ている⁽⁹⁾ことなので、今ここでは繰り返して論及しないが、小稿の中で追々触れて行くように、『太平記』の記述の中では、京都篠屋及び篠屋守護人は、一括して「四十八箇所ノ篠（火）」との通称で呼ばれているのが普通である。そこで、勢い、鎌倉時代最末期に当たる当時、洛中の48箇所の辻（交差点）に面して点在し、辻警固業務を遂行していたと考えられる篠屋の所在地点が一体何処だったのかという疑問が、当面先ず最初に関心の的になつて来ることになろう。しかし、京都篠屋の所在地点の問題に関しては、先行研究の蓄積により、既に相当数に上る篠屋の所在地が明らかにされて来ている。⁽¹⁰⁾また、及ばずながら、筆者自身も、旧稿の中で幾つかの篠屋の所在地点の推定を試みた。⁽¹¹⁾しかし、今振り返ると、旧稿の中では、かなり大胆に相当疑わしい推定を敢えてしたように思われ、内心忸怩たるものを感じ得ない。さりながら、現時点に於いて、筆者は、篠屋の所在地点の問題に関して、旧稿中に開陳したものとはまた別の新しい着想を一つだけ得ているので、些か臆面もなき感があるのは否み難いとは思うものの、後の第(6)節に於いて、少しく紙幅を費して、その概要を述べたいと思う。

(2) 儀仗兵としての役割

『太平記』卷第二「南都北嶺行幸事」に、
元徳二年二月四日、行事ノ辨別當、万里小路中納藤房卿ヲ召レ
テ、「來月八日東大寺興福寺一行幸有ベシ、早供奉ノ輩ニ觸仰スベシ。」
ト仰出サレケレバ、藤房古ヲ尋、例ヲ考テ、供奉ノ行粧、路次ノ行列
ヲ定ラル。佐々木備中守廷尉ニ成テ橋ヲ渡シ、四十八箇所篠、甲冑ヲ
帶シ、辻々ヲ堅ム。三公九卿相從ヒ、百司千官列ヲ引、言語道断ノ嚴

(3) 犯罪人の逮捕を行う捜査機関としての役割

(4) 犯罪人の拘禁を行う預人としての役割

法制史の観点から篠屋守護人の役割を検討する場合、ここに並べた(3)及び(4)の2つの役割こそが、最も重要な位置を占め、極めて意味深い役

儀也。

り分け興味ある時代を彩る種々雑多な間接証拠を豊富に包蔵している第
二次的な史料の集成として捉えることは十分に可能なのである。基本的
には、『太平記』の記述の性格をこのように把握する観点に立脚しつつ、
小稿に於いては、主として『太平記』の記述の中に現われた、鎌倉時代
最末期に於ける京都洛中の警察的機関即ち京都篠屋並びに警察官的側面
を有していた篠屋守護人（篠屋守護の武士）の姿を取り上げ、若干の検
討を試みることとした。

なお、同時期成立と推定される『沙汰未練書』の中に、「篠冊屋トハ 在
京人役所也」との定義的説明がある⁽³⁾ ことから伺える通り、ここで篠屋
守護人と呼ばれている人々は、当時広く「在京人」という概念に包摂さ
れる人々であったと考えられる。在京人の概念に関しては、『沙汰未練書』
の中では、「在京人トハ 洛中警固武士也」と定義されていて、⁽⁴⁾ この定義
が「篠冊屋」の定義の箇条の直前に置かれている。また、『太平記』の記
述それ自体を見ても、後述するように、「四十八箇所ノ篠」と「在京人」
との両者は、しばしば併記されている。そこで、小稿では、篠屋守護人
(篠屋守護の武士)なる呼称には拘泥せず、これを広く在京人の概念に包
摂される存在として把握するように努めたい。尤も、「篠屋守護人であ
れば常に在京人である」と説明することができるとしても、「在京人で
あれば常に篠屋守護人である」と断定できるとは限らない。この場合、
逆は必ずしも真ならずといい得る点に留意する必要がある。

それから、もう一点だけ付け加えておくと、『太平記』の記述の中に見
出される京都篠屋及び在京人は、決して鎌倉時代最末期だけに限って見
出されるものではなく、次代の南北朝時代に入り、14世紀の半ば頃に達
しても、依然としてその存在と活動の事実が確認される。⁽⁵⁾ しかし、小稿
では、鎌倉幕府の京都出先機関である六波羅探題（以下では、当時の用

法に従い、単に「六波羅」若しくは「両六波羅」と呼称する）の統括に
服していた京都篠屋及び篠屋守護人についてだけ取り上げることとし、
南北朝時代には立ち入らない。これは、別稿との重複を避けるためでも
ある。⁽⁶⁾

『太平記』の記述を主な材料として、鎌倉時代最末期の京都篠屋及び篠
屋守護人の果していた役割（機能）を検討して見ると、先ず第一に、篠
屋の本来的な役割として從来よく知られている(1)辻警固としての役割が
挙げられる。その他に考え得る篠屋の主要な役割としては、(2)儀仗兵と
しての役割、(3)犯罪人の逮捕を行う捜査機関としての役割、(4)犯罪人の
拘禁を行う預人としての役割、(5)在京軍事力としての役割、(6)京都守備
兵力としての役割、などを挙げ得る。なお、在京人については、これら
の役割以外にも、例えば、犯罪人の護送役⁽⁷⁾などの様々な役割を果して
いたことが知られるが、小稿では、右に掲げた(1)～(6)の、篠屋守護人に
よって果されていた役割に限定して取り上げる方針である。以下に、篠
屋守護人が担い且つ果していった各役割について、節を分かって、もう少
し詳しく述べて行くことにする。

(1) 辻警固としての役割

鎌倉時代中期に至り、京都に設置された篠屋⁽⁸⁾（京都篠屋。篠屋は、他
に鎌倉に於いても設置されていたので、それと区別するために特にこう
呼ぶ場合が少なくない）は、基本的に鎌倉幕府の京都出先機関である六
波羅（若しくは「両六波羅」）の統括に服しており、その最も重要な基本
的役割として、辻警固としての役割を担う警察的機関であった。この役
割については、当然のことながら、先行研究によつて既に明らかにされ

『太平記』の記述に見る京都簗屋

On the Kyoto-Kagariyas mentioned in “Taiheiki”

下沢 敦 *
Atsushi Shimozawa

始めに

『太平記』⁽¹⁾ の史料的価値に関しては、久しく「史学に益なし」⁽²⁾ と言われ続け、否定的評価が定着して、今日に至っている。今ここで、『太平記』に関する否定的評価を覆そうとする野心や意図は全くないが、『太平記』の記述を仔細に観察し、検討して見ると、例えば、最初の十巻程の鎌倉時代最末期の叙述部分に限って見ても、様々な歴史事象や細部の歴史事項に関する叙述が、他の同時代史料の記述する歴史事実即ち史実と完全に一致している場合が間々見受けられることは否定できない。それ故、『太平記』の歴史記述の性格は、それを第一次的な史料として採用したり、或いは、『太平記』の中で取り扱われている鎌倉時代から南北朝時代への移行期に於ける諸史実を時日を追つて厳密に跡付けて行く歴史考证作業のための拠るべき主な資料として利用したりするには適さない。その点には、先ず殆ど疑う余地がないと言い切つて差し支えないが、しかし、『太平記』の記述を具体的な歴史事象の継起した日時の厳密な特定や時期の限定に利用するのは断念し、鎌倉時代の末期から南北朝時代へと移り変わる大局的な時代推移の概略と時代の変化の大体の傾向乃至は趨勢を読み取ろうとする際の見取り図・概念図として活用するのであれば、疑義を持たれることの少なくない『太平記』の歴史記述でさえも、やはり何らかの有用性を持ち得ると同時に、活用方法次第では、歴史解説のための有効な補助手段ともなり得ると思われる。つまり、『太平記』と呼ばれる軍記物の叙述は、例えば、鎌倉時代最末期だけを取り上げて見ると、「正中の変」から「元弘の乱」へと至る歴史過程を正確に証言する直接証拠を史実の形で提示し、列挙する場合は少ない。しかし、それでも、『太平記』なる軍記物の性格を、鎌倉時代最末期という日本史上取